

官報号外

昭和二十七年三月三十一日

○第十三回 参議院会議録第二十七号(その一)

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)午前十時三十四分開議

議事日程 第二十六号

昭和二十七年三月三十一日 午前十時開議

第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

第一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

第一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

(衆議院提出) (委員長報告)

第一 特別指置法案(第十二回国会内閣提出、第十三回国会衆議院送付)

第一 貿易再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 外務省務員法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 新たに入学する兒童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 違合國軍人等住宅公社法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 貿易再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 災害被患者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 国庫出納金等端数計算法に関する陳情(二件)

第一五 中小企業の金融緊急対策に関する陳情

第一六 外務省務員法案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 中小企業協同施設費国庫補助増額に関する請願

第二〇 中小企業の危機打開に関する請願

第二一 中小織維産業の危機打開に関する請願

第二二 中小企業の金融危機打開に関する請願

第一六 中小商工業振興対策に関する陳情 (委員長報告)

第一七 中小企業金融対策に関する陳情 (委員長報告)

第一八 諸般の報告は朗読を省略いたします。

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

郵政委員 小笠原三三男君

建設委員 成瀬 慶治君

同日議長において、常任委員の補欠を左通り指名した。

郵政委員 小笠原三三男君

建設委員 成瀬 慶治君

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを労働委員会に付託した。

夏时刻法を廃止する法律案

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

補助貿易損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案と受領した。

森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

船舶保険法の一部を改正する法律案

正せる法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和二十七年三月三十一日 参議院会議録第二十七号(その一) 総長の報告

七條の規定による左の報告書を受領した。

昭和二十六年水力調査報告書

○謹長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、ボッダム宣言の受諾に伴い発する関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 以上両案を、括りい發する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

二号末尾に掲載) 以上両案を、括りい發する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭

和二十五年法律第百六十九号) の一部を次の二項のように改正する。

第三條第三項中「前項の規定」を

「第二項及び第三項の規定」に改め、同項を第五項とし、同條第二項の次

に次の二項を加える。

3 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により

甚大な被害を受けた地域に限り、

その被害を受けた農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業費を除く) のうち政令で定める額に相当する部分につき、第一項の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定にかかわらず、左の区分による。

一 農地に係るもの

当該部分の十分の八

二 農業用施設に係るもの

当該部分の十分の九

三 林道に係るもの

イ 奥地幹線林道に係るもの

当該部分の十分の九

ロ その他の林道に係るもの

当該部分の十分の七・五

四 漁港施設に係るもの

当該部分の十分の九

5 前項の地域は、その年ごとに農林大臣が指定する。

〔審査報告書は都合により第三十

二号末尾に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

右の本院提出案をここに添付する。

昭和二十七年三月二十七日

參議院議長 佐藤尚武殿 謹治

〔審査報告書は都合により第三十

二号末尾に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十一日 參議院議長 佐藤尚武殿 謹治

衆議院議長 林 謹治

会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

本改正法律案の内容は、現在、農地等の災害復旧事業に対し、農地に係るものの当該災害復旧事業費の五割、農業用施設、林地荒廃防止施設及び奥地幹線林道に係るもの五割、その他の林道に係るもの六割五分の補助率を以て、國から補助金を交付することとなつており、而もその補助率は被害の大小にかかわらず同率となつておりますので、

灾害が激甚で復旧事業費が巨額に達する場合は、かような補助率では復旧が困難でありますから、これを改めて、

災害によつて甚大な被害を受けて、農林大臣が指定した地域であつて、復旧事業費の負担が一定の限度を超えたものについては、国からの補助金の率を相当引上げ、復旧の促進を図ることとなし、なおこれを昭和二十六年一月一日以後に発生した災害による災害復旧事業から適用せんとするものであります。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、加賀委員から、常習灾害地帶対策を確立し、又十勝沖震災対策に質されましたところ、その通り何ら

率補助に必要な予算は別枠を以て支出して、一般災害復旧に累を及ぼすがござよう努力したい旨答えられ、又、高

率補助に必要な予算は別枠を以て支出されましたが、これでは望ましいことであつて、できるだけ引下げて要望に副

命の措置に関する法律案(衆議院提出)

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(衆議院提出)

ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案(衆議院提出)

(将来存続すべき命令)

第一條 肥料配給公団令(昭和二十二年勅令第百七十一号)失効の日(昭和二十六年四月一日)までにした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に關しては、同

令は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

(命令の廢止)

第二條 食糧確保のための臨時措置に関する政令(昭和二十四年政令第三百八十四号)は、廢止する。

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

○羽生三七君 只今議題となりました

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改

正する法律案につきまして、農林委員

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

〔審査報告書は都合により第三十

二号末尾に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭

律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改

正する法律案につきまして、農林委員

庫補助の暫定措置に関する法律(昭

録に譲りたいのであります。が、そのうち一つ二つを御紹介いたしますと、「高率補助を受けることができる限度に災害復旧事業費の負担一戸当たり八万円以上と予定されているようであるが、これは各方面から熾烈な要望に従つて五

万円以上に改める意思はないか」との旨問に對して「これは望ましいことであつて、できるだけ引下げて要望に副

命間に対してもうよう努力したい旨答えられ、又、高

率補助に必要な予算は別枠を以て支出されましたが、これでは望ましいことであつて、できるだけ引下げて要望に副

この種の法律案は、各省所管のものについて、すでにそれべく各委員会に付託せられておりますので、ここでこの法律案の基本的な趣旨を重ねて申上げる頃を避けたいと存じます。而して農林関係の命令につきましては、第一二條第一項の規定によつて昭和二十六年四月一日以降失効いたしておりますが、併し同令同條第二項但書によつて、これが失効の時までになした行為に対する罰則の適用及び肥料配給公団の清算に関しては、失効後もなおその効力を存続せしめることとなさんとするものであり、第二は、第六回国会において、その当時、食糧確保臨時措置法の改正の不成立に對処して發せられた米麥等主要食糧農産物の超過供出を規定した食糧確保のための臨時措置に関する政令を、この政令はすでに実質的にはその機能を失つておりますので、これを廢止せんとするものであります。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（佐藤尚武君）總員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君)　日程第二、小型機船底びき網漁業整理特別措置法案(第十一回国会内閣提出、第十三回国会衆議院送付)を議題といたします。
先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

【審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載】

審査をした右の内閣提出案を可決し
んからこれを送付する。

衆議院議長
林

卷之三

小選舉結果圖文

小型機船底びれ縫業整理技術
措置法

目的

第一條 この法律は、昭和三十一年三月三十一日までに小型機船底びき網漁業に使用する船舶の隻数を

要があると認めるときは、中央漁業調整審議会の意見をきいて、前項の規定により定めた最高限度を

ができる。この場合には、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならない。

業に使用している船網の種類
五 当該船舶を使用して小型機船
底びき網漁業を営む者の、当該
漁業の漁場の属する水面において

以上御報告申上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

整理する
枯渴を防止
秩序を確立
る。
(定義)

第二條 この法律において「小型

第五條 農林大臣は、昭和三十一年

示を受けたときは、その指示があ

とするとされ、あらかじめ、漁業

（昭和二十一年法律第二百六十七号）第六十六條の二第一項に規定する小型漁船底びき網漁業をいい、漁業法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百六十七号）附則第三項の規定により小型漁船底びき網漁業とみなされるものを含むものとする。

三月三十一日までに、小型機船底びき網漁業に使用する船舶の隻数、合計総トン数及び合計馬力数が前條に規定する最高限度以内となるよう、昭和二十七年度から昭和三十年度までの年度ごとに、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、その年度において整理すべき小型機船底びき網漁業に使用する船舶の都道府県別の隻数、合計総トン数及び合計馬力数を定め、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならない。

つた日から六箇月以内に、その指示に従い、漁業法第六十六條の二の規定による許可に基いて営んである小型機船底びき網漁業に使用されている船舶につき、左の事項を勘案して、当該年度において整理すべき船舶を指定し、これを公示するとともに、当該船舶の所有者（当該船舶により小型機船底びき網漁業を営む者が所有者でない場合にあつてはその者及び所有者）に通知しなければならない。

法第六十五条第七項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前條第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を減少する旨の指示を受けたとき、その他必要があるときは、前

項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

(補助金の交付)

第九條 政府は、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶の所有者又はその船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営んできた者に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、これらの者がその船舶を他の漁業に転用し、又は漁業以外の産業に転換することを促進するため、補助金を交付することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

第七條 前條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立ててることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申立てを受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これにつ

いて決定しなければならない。

(整理船舶についての許可の禁止)

第八條 漁業法第六十六条の二の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

戦時中は、外洋方面における漁業は実業不可能の状態に相成りましたためには、自然、漁業は沿岸資源のみ殺到に優越を重ねて参ったのであります。

そこで、これをこのまま放任いたしますると、水産資源は非常な枯渇を来たし、憂うべき事態に立ち至ることが予想されるのであります。この際、至急に沿岸漁業の秩序を回復し、漁獲を防衛すると共に、更に進んで現在実施改革を円滑に進めるために、この種漁業に対する緊急な措置を講ずる必要が生じたのであります。

次にこの法律案の内容を簡単に説明いたします。先ず、この法律案による減船整理は、昭和三十一年三月三十一日までに完了する計画であります。この整理が完了するまでの小型底びき漁船の許可は臨時に一年以内の許可という特別措置をとりまして、現在操業いたしております総数三万五千隻を二万隻程度に圧縮しようとするものであります。二万隻というのは戦前の操業隻数でありまして、大体においてその結果、最も大きな問題として取上げられたものが二つあるのであります。その一つは、減船整理の代償として政府から船主に交付される補助金はえられるからであります。次に整理の方法でございますが、先づ農林大臣が

資源量と一応均衡が保たれるものと考

えられるからであります。然るにこの金に対して所得税を課すことになつておる。そろすれば船主手取り

げます。戦時中から戦後にかけまして、食糧事情の逼迫から漁獲物増産が国家的強く要請されました。一方、許可の申請が、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

この法律案は、漁業法第六十六条の二について整理減船をする基準等を定めるものであります。この整理減船をしなければならなくなつた事情を一言申上

○木下辰雄君登壇、拍手

○木下辰雄君 只今議題となりました小型機船底びき網漁業整理特別措置法案の委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法律案は漁業法第六十六条の二により公示した日から二十日を経過したときは、この限りでない。

都道府県知事は、前項の申立てを受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これにつ

けております。戦時中から戦後にかけまして、食糧事情の逼迫から漁獲物増産が国家的強く要請されました。一方、許可の申請が、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合には、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

この法律案は、漁業法第六十六条の二について整理減船をする基準等を定めるものであります。この整理減船をしなければならなくなつた事情を一言申上

すべき額は、輸出契約で定める輸出貨物の代金の額のうち第三條各号の一に該当する事由により輸出者が輸出契約に基いて受け取ることができなくなつた金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額（当該事由による航海又は航路の変更により輸出者が新たに負担すべきこととなつた海上の運賃又は保険料の増加額をてん補すべきことと保険契約の締結の際約したときは、その増加額を加算した額）に百分の八十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。但し、保険金額をこえることができない。

一 輸出者が輸出貨物の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

二 輸出者が当該事由の発生により輸出契約の履行を免られたために出すべき金額は、貨物の輸出による利益（当該事由の発生により輸出することができないた貨物に係る部分に限る）の額から輸出貨物の代金（当該事由の発生により輸出することができなくなつた貨物に係る部分に限る）の額に政令で定める割合を乗じて得た額を控除した残額

前項の規定は、第三條に規定する生産者を被保険者とする甲種保険において保険会社がてん補すべき額に準用する。

第五條の次に次の章名を加える。

第三章 乙種保険

第五條の二の前の見出しを「（保険契約）」に改め、同條中第三項を削り、第二項を第三項として、第一項中「政府」を「乙種保険」に、「輸出信用保険（以下「乙種保険」という。）」を引き受けることができる。」を、輸出信用保険とする。」に改め、同項を第二項とし、同條に第一項として次の二項を加える。

「政府は、乙種保険を引き受けることができる。

第五條の三に見出しとして「（保険金）」を加える。

第五條の四に見出しとして「（保険金）」を加え、同條中「第五條の二第二項」と「第五條の二第二項」に改めることとする。

第五條の五及び第五條の六を削る。

第十條に見出しとして「（庶務）」を加え、同條を第十九條とする。

第九條を第十八條とし、第八條に見出しとして「（組織）」を加え、同條第一項中「九人」を「十一人」に、同條第三項中「貿易」を「貿易、金融」に改め同條を第十七條とする。

第七條の見出しを「（設備及び施設）」に改め、同條を第十六條とし、同條の前に次の章名を加える。

第七章 輸出信用保険審議会

第八條 内種保険は、銀行が輸出者又は生産者に対し左の各号に掲げる資金を融通するため手形貸付又は手形割引を行つたことを政府に通知することにより、その手形貸付又は手形割引により融通を受けた資金によって輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡しようとした貨物の全部又は一部を輸出し、又は輸出する目的をもつて譲渡しようして生ずる銀行の回収未済の額をてん補すべき保険関係が成立する輸出信用保険とする。

一 輸出者が輸出契約に基いて政令で定める地域に向け、若しくは政令で定める地域に向け、若しくは政令で定める代金の決済方法により輸出すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するために必要とする資金

二 前号に掲げるものの外、通常産業大臣が政令で定める地域に向け政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する

同條の前に次の章名を加える。

第六章 不服の申立

第五條の四の次に次の二章を加える。

第四章 内種保険

（保険契約）

第六條 政府は、会計年度又はその半期ごとに、銀行（日本銀行を除き、農林中央金庫及び商工組合中央金庫を含む。以下同じ。）を相手方として、内種保険の保険契約を締結することができる。

第七條 内種保険の保険関係においては、手形金額を保険金額とし、保険金額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第八條 内種保険の保険関係においては、手形金額を保険金額とし、保険金額のうち第六條第二項に規定する事由により銀行が手形の満期において回収することができなかつた金額から満期後に回収した金額を控除した残額に百分の七十五を乗じて得た金額とする。

（資金の回収）

第九條 保険金の支拂を受けた銀行は、第六條第二項の保険関係が成立した手形貸付又は手形割引により融通した資金について、手形上に記載した手形貸付又は手形割引による回収権利の行使によりその回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十條 保険金の支拂を受けた銀行は、その支拂の請求をした後回収した金額から手形の満期以後保険金の支拂を受けた日の前日までの利息を控除した残額に百分の七十を乗じて得た金額を政府に納付

（保険金）

第十一條 政府は、丁種保険を引き受けることができる。

二 前号に掲げるものの外、通常産業大臣が政令で定める地域に向け政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する

（保険契約）

第十二條 丁種保険の保険契約においては、貨物の種類及び貨物の広告の出すべき地域、当該貨物の広告のため支出すべき費用の額、その費用を回収すべき期間（以下「回収期間」という。）並びに回収期間内に当該地域に向け輸出される貨物の代金として生産者が取得すべき額のうち当該費用の支出により取得すべき金額に対する当該費用の額の割合（以下「回収率」という。）を定めるものとする。

（保険金額）

第十三條 丁種保険においては、前條に規定する費用の額を保険金額として定める。

2 丁種保険の保険金額が保険金額に百分の五十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保険契約は、無効とする。

（保険金）

第十四條 丁種保険において政府がてん補すべき金額は、保険金額のうち生産者が当該貨物の広告のため支出した費用の額から回収期間内に当該地域に向け輸出された当該

貨物の代金として生産者が取扱い大額のうち当該費用の支出により取扱したものとみなすべき金額に同收率を乗じて得た金額を控除し、残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に保険会社が引き受けた甲種保険については、なお從前の例による。

3 政府は、第一條の七の規定にかかるわらず、昭和二十七年度に限り、丁種保険の保険金額の総額が一億円をこえない範囲内で、丁種保険の保険契約を締結することを妨げない。

〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君 只今議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の通商産業委員会における審議の結果を御報告申上げます。

日本製鉄株式会社法廃止法は、御承知のように、日本製鉄株式会社法を廃止すると共に、これに伴う経過的措置を規定したもので、昭和二十五年八月五日法律第二百四十号を以て公布施行されたものであります。同法附則第五項乃至第七項によると、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に対して、財團組成のため猶予期間を認め、

二年間を限度つて一般担保による社債の発行を許容すると共に、見返資金等の担保についても特例を認めているのであります。官営八幡製鉄所以来の長い歴史と厖大なる資産のため、財團組成手続は予想以上に煩瑣であり、多く法制定当時から客觀情勢も全く一転して、我が國鐵鋼業の合理化は内外から強く要請されて参りまして、両社の設備資金需要額も同法制定当時の予想に比し著しく増大し、組成を必要とされる財團の範囲もおのずから大となり、従つて同法に規定された二年間の期限である本年八月四日までには所要の財團組成を完了することは極めて困難となりました。そこで同法で規定している猶予期間をいま一ヵ年延長しようとするとのが本法律案の骨子であります。本法律案に対し、衆議院におきましては、現下の鐵鋼業の客觀情勢から、両社の合理化を更に徹底化させるため、政府原案より更に一年、都合二年間の猶予期間を認めるよう修正して本院に送付して参りました。本通商産業委員会におきましては、衆議院送付の修正案を慎重審議いたしまして、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に輸出信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会におきましては、甲種保険の創設が返済不能となつた際に、その七五%まで保険金を政府が支拂うこととした結果は丁種保険の創設で、これは輸出見込の有望なる銘柄商品について、輸出

輸出信用保険制度は、昨年三月に初め施行せられ、最初に先ず甲種保険制度、即ち為替制限や戦争等の非常危

機運に基く損失を保険により救済し、次いで昨年十二月の一改正により、乙種保険制度、即ちいわゆるプラント輸

出に伴う長期間の信用危険を救済して参つたのであります。今回更に、丙種保険制度、即ち新らしい保険制度を追加す

ると共に、甲種保険にも若干の修正を加えようとするもので、これらの改正

のため、別途二十七年度予算で特別会計の基金十億円増額を決定している

点は甲種保険で、被保険者に輸出業者のほか新たに設備等の生産者をも加へることとし、損失の填補範囲を拡大いたしまして、航路変更による損失などを加え、又現行の比例填補制を改め

て実損填補制として、予想せられる危険の大小に応じて保険料率に差等を設けると同様の効果を狙つたことであります。改正の第二点は丙種保険の創設で、政府はこの保険契約に基き、金融機関に対して、その融通した輸出資金を規定しました。改正の第三点は丁種保険の創設で、これは輸出見込の有望なる銘柄商品について、輸出

業者、製造業者等が販路開拓のため広告宣伝を行なつた際、若しその効果がなく、思つよくな輸出ができないで宣伝費の回収ができなかつた場合

は、その五%を保険によつて政府が支拂つてやるという制度で、これに

よりまして市場開拓の積極化を図ろうとするものであります。

以上の改正案に對し、本委員会におきましては、業界から参考人を招致し、改定の結果、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告をいたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 先づ委員長の報告をいたしました。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 先づ委員長の報告を認めます。

○議長(佐藤尚武君) 先づ委員長の報告を認めます。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

かくして質疑を終り、討論に入りますところ、境野、島の両君から希望を附して賛成意見が述べられ、終つて採決の結果、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告をいたします。(拍手)

外務公務員法案

外務公務員法

第二章 職階制(第五條・第六條)
第三章 任免(第七條・第十二條)
第四章 給與(第十三條)
第五章 能率(第十四條・第十六條)
第六章 保障(第十七條・第二十條)
第七章 服務(第二十三條)
第八章 名譽總領事及び名譽領事 並びに外國人の任用(第二十四條・第二十五條)
第九章 雜則(第二十六條・第二十八條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保障、服務等に関する事項を定め、あわせて名譽總領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外國人の任用について規定することを目的とする。
(外務公務員の定義)
第二條 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいふ。(1)特命全權大使(以下「大使」といふ)。(2)特命全權公使(以下「公使」といふ)。(3)政府代表。(4)全權委員。(5)政府代表又は全權委員の代理、顧問及び隨員。

2 この法律において「政府代表」とは、日本國政府を代表して、特定の目的をもつて外國政府と交渉し、又は國際會議者しくは國際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付與された者をいう。
3 この法律において「全權委員」とは、日本國政府を代表して、特定の目的をもつて外國政府と交渉し、又は國際會議に参加し、且つ、條約に署名調印する権限を付與された者をいう。
4 この法律において「外務職員」とは、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員のうち外交領事事務(これと直接関連する業務を含む)及びその一般的補助業務に從事する者で外務省令で定めるもの並びに在外公館に勤務するすべての一級職の國家公務員をいう。
5 この法律における「外務職員法」は、外務省本省に勤務する一般職等の適用)。
6 第二條 国家公務員法並びにこれに基づく法令の規定は、この法律にそく別職の外務公務員に対する国務職員に關して適用があるものとする。
7 第三條 (特別職の外務公務員に対する国務職員に關して適用があるものとする。)
8 第四條 国家公務員法第九十六條第一項、第九十九条並びに第一百條第一項及び第二項の規定は、組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従い用いる公の名称として、參事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、總領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理員に準用する。この場合において、國家公務員法第九十六條第一項、第九十九条第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは隨員」と、第百條第一項中「所轄官の長(退職者について行動する権限を付與された者をいう。)

9 第五條 国家公務員法第三十一條に規定する官職の格付は、同條及び十二條の規定にかかわらず、外務公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)第十二條の規定に定める場合を除く外、外務職員については、外務大臣が行う。
10 第六條 外務職員(外務事務次官を除く)は、組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従い用いる公の名称として、參事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、總領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理員に準用する。この場合において、國家公務員法第九十六條第一項、第九十九条第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは隨員」と、第百條第一項中「所轄官の長(退職者について行動する権限を付與された者をいう。)
11 第七條 外務職員(外務事務次官を除く)は、組織上の名称の外、公の便宜のために國際慣行に従い用いる公の名称として、參事官、一等書記官、二等書記官、三等書記官及び外交官補、總領事、領事、副領事及び領事官補並びに一等理員に準用する。この場合において、國家公務員法第九十六條第一項、第九十九条第一項中「職員」とあるのは「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは隨員」と、第百條第一項中「所轄官の長(退職者について行動する権限を付與された者をいう。)
12 第八章 名譽總領事及び名譽領事並びに外國人の任用(第二十四條・第二十五條)
13 第九章 雜則(第二十六條・第二十八條)

14 第十條 外務大臣は、もつばら財務、商務、農務、労働等に関する副理事官及び外務書記という名前を用いることができる。
15 第十一條 外務職員の昇任は、外務大臣は、公の便宜のために特別の目的をもつて外國政府と交渉し、又は國際會議者しくは國際機関に從事する時に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。
16 第十二條 在外公館の長たる大使及び公使その他在外公館に勤務する大使及び公使は、その在外公館に勤務する省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。
17 第十三條 (外務職員の昇任)
18 第十四條 外務職員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。
19 第十五條 (特別職の外務公務員の任免)
20 第十六條 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
21 第十七條 政府代表及び全權委員並びにその代理、顧問及び隨員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
22 第十八條 (信任状等の認証)
23 第十九條 大使及び公使の信任状及び解任状、全權委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

24 第二十條 待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給するものとする。
25 第二十一條 待命の大使又は公使には、前項に規定する場合を除く外、待命の大使又は公使は、この法律の適用については、待命でない大使又は公使と異なることはない。
26 第二十二條 (選考による外務職員の任命)
27 第二十三條 外務大臣は、もつばら財務、商務、農務、労働等に関する副理事官及び外務書記という名前を用いることができる。
28 第二十四條 外務大臣は、公の便宜のために特別の目的をもつて外國政府と交渉し、又は國際會議者しくは國際機関に從事する時に必要と認める場合には、外務職員に対し、前項に掲げる公の名称以外の公の名称を用いさせることができる。
29 第二十五條 在外公館の長たる大使及び公使は、その在外公館に勤務する省令で定めるところにより、試験又は選考によつて行う。
30 第二十六條 外務職員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。
31 第二十七條 外務職員は、外務大臣の申出により内閣が行う。
32 第二十八條 (特別職の外務公務員の任免)
33 第二十九條 大使及び公使の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
34 第三十條 政府代表及び全權委員並びにその代理、顧問及び隨員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
35 第三十一條 (信任状等の認証)
36 第三十二條 大使及び公使の信任状及び解任状、全權委任状並びに領事官の委任状は、天皇がこれを認証する。

官報(外)

附則
この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日（昭和二十七年四月一日）までに同條約が効力を発生しないときは、同日から施行する。但し、第二十六條及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

第十九條から第二十二條までの規定は、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないものに適用する。この場合において、第十九條、第二十條第二項及び第四項並びに第二十一條後段中「外務職員」とあるのは、「外務省本省に勤務する一般職の国家公務員で外務公務員でないもの」と読み替えるものとする。

第三條第三項第十一号を次のよう改める。
国家公務員法の一部を次のように改める。

第十一 大使及び公使、政府代表及び全権委員の代理、顧問及び隨員

4 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十條の二 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要のあるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。但し、その特例は、

本章の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

5 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のよう改定する。

第十四條中「外務省研修所」を「外務人事審議会」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定によるの外、外務公務員の給與その他勤務條件に関する必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の請願に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織する。

4 委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者の中から三人をつとめ、外務大臣が任命する。

5 前各項に規定するものを除く外、審議会に關する必要な事項は、政令で定める。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十六條中「國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」を「外務公務員法及び國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」に改める。

○徳川頼貞君 只今議題となりました

のでなければならぬ。

外務公務員法案につき、外務委員会に

おける審議の経過並びに結果について

よう改正する。

第十四條中「外務省研修所」を

「外務人事審議会」に改める。

第十四條の次に次の一條を加え

る。

（外務人事審議会）

第十四條の二 外務人事審議会（以下「審議会」という。）は、外務公務員法（昭和二十七年法律第号）及び他の法令に基いてその権限に属させられた事項をつかさどる。

2 審議会は、前項の規定によるの外、外務公務員の給與その他勤務條件に関する必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の請願に応じてその意見を答申することができる。

3 審議会は、委員五人で組織する。

4 委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院職員である者のうちから一人及び学識経験のある者の中から三人をつとめ、外務大臣が任命する。

5 前各項に規定するものを除く外、審議会に關する必要な事項は、政令で定める。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十六條中「國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」を「外務公務員法及び國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」に改める。

（在外公館に勤務する職員等の特例）

第二十六條中「國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」を「外務公務員法及び國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）」に改める。

にしたこと、任免に關する事項といったしましては、本人又は配偶者が無国籍人、外国人、又は二重国籍人である場合は、外務公務員たることを得ないこと、これは外国人との婚姻を禁じたものではありません。例えば、外國婦人と結婚いたしました。その婦人が当該外国の国籍を喪失し、日本の国籍を取得する場合はよろしいのであります。

先ず本案の内容を御説明申上げます。政府の説明によると、外務省に勤務する国家公務員は、他の行政

性を加味した身分関係法規が必要であ

る。よつて国家公務員法の特例その他を規定した外務公務員法を制定し、外務大臣の行政上の措置を取

す。又、大公使は、外務大臣の申出に

より内閣が任免し、天皇の認証を必要としたこと、待命一年の制度を設けたこと等であります。身分の保障に関し

ましては、外務大臣の行政上の措置を

要求する場合には、新たに設けられる外務人事審議会の前審を経ること、外

交機密漏洩による懲戒処分の再審査要

求は、その性質上外務大臣に對して行

うこと等であります。その他、給與、能率、服務、罰則、名譽領事の任命、

外交機密漏洩による懲戒処分の再審査要

求は、その性質上外務大臣に對して行

うこと等であります。その他、給與、能率、服務、罰則、名譽領事の任命、

疑におきましても、在外公館設置の場合、大公使任命の基準、大公使のボス

トは政党の論功行賞に利用されないか

と危惧、何故外務公務員法という特

例的な法律を制定したかの点、外交官

任用の方針等々について熱心なる質疑

応答が行われました。特に質疑応答の

第五條所定の外務職員の格付を外務大

臣に譲ることは国家公務員法との間に不均衡が生じないか。第三は、第十九

條、第二十條及び第二十一條の外務人

事審議会は公平に運用できるか。言い

換えれば、懲戒処分をするのも外務大

臣、その処分に対する審査の請求の最

後の判定も外務大臣であつては、結局

外務職員は十分保護されないではない

かの三点でございました。政府は、第

二十一條の外務人事審議会の前審の最

後の判定も外務大臣であつては、結局

外務職員は十分保護されないではない

かの点につきましては、外務公務員法

の制定は、国家公務員法制定のときに

外務職員は十分保護されないではない

かの点につきましては、外務公務員法

の制定は、国家公務員法制定のときに

外務職員は十分保護されないではない

かの点につきましては、外務公務員法

の制定は、国家公務員法制定のときに

外務職員は十分保護されないではない

かの点につきましては、外務公務員法

官 報 (号 外)

職員も懲戒に付す権限を持つておるが、そのような事例の生じた場合、その処分に対する請求の最後の判定は人事官の合議体である人事院がこれをなすのであって、処分をした者がその処分に対する不服の最終的判定者となるのであるが、事実上、人事審議会なり公平委員会の意見が尊重せられるであります。なお、詳細は速記録につき御承知を願います。

方で三月二十九日質疑終了の後、外務、人事連合委員会を解き、引き続き外務委員会に移りまして、討論を経て採決を行いましたところ、多數を以て政府原案通り可決いたしました次第でございます。

○議長（佐藤尚武君） 本案に対し討論の通告がござります。発言を許します。
千葉信君。

〔千葉信君登壇 拍手〕

結論から先に申上げますれば、本法案は國家公務員法に定められた民主的な公務員制度に基本的な例外規定を設け、公務員制度の体系を紊乱し、人事院の権限を圧縮して、やがては、新憲法以前、即ち身分、利益等の公平なる保障を抹殺し、且つ無定額の勤務を要

請せられた會つての天皇の官吏を再現しようとするかに疑わざるを得ないものがあるのです。即ち單なる國家公務員法の特例法としては余りにも基本的な例外規定が多く、例外規定というよりは、むしろ國家公務員法に矛盾し抵触する條項が随所に散見されるのであります。御承知のごとく、国家公務員法附則第十三條に基く特例法としては、先に教育公務員法が制定せられ、その任免、服務等についての規定が設けられておりますが、同法第二十三条には「この法律中の規定が、國家公務員法又は地方公務員の規定に矛盾し、又はて、い触すると認められるに至つた場合は、國家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。」旨の規定を明確に定めているのであります。然るにこの外務公務員法においては、何らこのような國家公務員法優先の規定は設けられていないのであります。大河の堤防も蟻の穴から崩れると申しますが、敗戦後七年、漸くにして築き上げられたある民主的な公務員制度も、吉田外相の指揮下にある讀ヶ閑官僚の陰謀によつて、今やその基礎が崩されようとする危機に直面しているといつても過言ではないのであります。現在のことく法に定められた給與ベースの勧告さえ常に完全には実施されない公務員にとつては、國家公務員法に期待する唯一のものは、今日にあつてはだ身分保障の規定あるのみという状態の

外交機密の漏洩云々という抽象的な理由によりまして懲戒処分を受けました場合に、この処分に対しては人事院に對する審査の請求権も與えられないといふことがあります。而も笑止なことは、別分権者たる外務大臣に審査請求を行なう規定を設けて保護規定のことと見せかけ、その実、審査の結果については外務大臣が判定することになつておあり、弁護人を選定する権利さえ剥奪されているのであります。審査請求は第三者機関に対して行なつてこそ公正な決定も期待できましよう。処分を受けた者が处分権者に対して審査請求を行い、而もその处分権者がその判定を行うという、これで公正な決定がなされるかどうかは言わずして明らかのことであります。

うか。而も外交機密の漏洩云々とし
事例については、如何なる基準も又
例も示されていないのであります。
案者側が入事院に代るものとして弁
事務官吏、他の三人は外務大臣の任
にかかるものとなつております。こ
い機關が処分権者たる外務大臣に
して第三者的な立場に立つて公平な
査を行ひ得ると誰が期待する者があ
ましょよか。まさに羊頭を掲げて狗の
をひきくものであります。殊に、こ
らの点に關し、國家公務員法実施の責
任を有する人事院としては重大な関
と慎重なる態度を持つべきであるにし
かかわらず、むしろ進んで贅意を表現
したその態度は、如何に人事院廢止論
におびえたりとはいえ、公務員の諸
利保障の重責を放棄するものであり、
浅井経蔵以下人事官諸君の猛省を促す
ゆえんであります。(「そうだ」と呼ぶ
者あり)

限は人事院に残されていると解釈するとの希望意見が述べられました。若しこのような希望的意見を貰こうとするならば、本法案第五條の規定は当然修正を加える必要があります。あらゆる官職に対し広い視野に立つて公平且つ総合的に検討されるべき職階制の理念は、この意味から根本から崩れ去つたというべきだし、職階制の確立を前にしてすでにその全体の調和は崩れ去つたと言わなければならぬのであります。なお、このほかにも、任免、昇任等、特に規定を設けて外務省令で定めることとし、給與についても又別個の法律に譲り、大使、公使については職前の露ヶ関官僚の特權意識の名残をとどめる待命制度を設ける等、外交・治外法権の片鱗を窺わせているのであります。

なほこの際一言附加えておきたいことは、本法附則第三項において、政府代表、全権委員及びその代理等を特別職とする旨の規定を設けているのであります。昨年の夏、講和会議に全権派遣の問題が論議された当时、野党側より、全権委員等はその職務内容等から当然特別職とすべきではないかとの正論が述べられましたのに對して、政府並びに興党はこれに反対し、一般職として取扱うことを主張し、當時岡崎官房長官は、別の立法でやるべきかどうかいろいろ検討し、自由党にも相談したことから、衆議院の多數を占むる自由

「これをおこなうに、政府は、愚劣な秘密一点張の外交を、慾意よりもなく秘密外交を行ふために、而もその外交上の秘密を理由として、その外交上の機密など片鱗だに知る由もない下級職員、給仕、小使、運転手諸君に至るまで、國家に重大なる不利益を與える外交機密の漏洩などを口実に、気まずい気ままに首切できる権限を外務大臣に與えようとしております。日本が防衛に名を藉り、外務大臣を背後からあやつるもののが存在を思ひ合せば、

由党の人々の意見は、この方法が一番適当であるということであつた旨述べておられます。その舌の根も乾かないうちに、この法律の附則でひそかに全権委員等を特別職にしようとしているのであります。又人事院は、全権派遣の問題が論議されるや、あわてふためいて人事院規則一一八なるものを定め、全権委員等は一般職であるという不見識極まる解釈を主張しながら、今回の措置には何ら反対意見の表明もしないのであります。まさに人事院の権威は地に墜ちたと言わなければなりません。憲法第九條の非常識極まる威力の解釈を初めとして、法解釈が権力的便宜主義に堕し、その時その場に応じて歪曲される風潮は、現内閣の残した大きな弊弊であり、法律解釈の濫用はやがてファシズムへの道に通ずるものだとして、良識ある国民のひとしく憂え
るところであります。

ります。この空前の困難に際し、日本政府の外交を進めて行く態度は、全國民の納得と支持の上に、全國民と共にこれを推し進めて行かなければならぬことは論を待たないのであります。然るに吉田内閣の方針はこれと正反対に、國民に知らせず、國民の納得も支持もなしに、ときには關係にも詰らず、吉田總理とその側近によつて外交が進められ、これが吉田外交即ち密秘外交と呼ばれておるところのものであります。而も吉田政府の秘密外交たる

この法律は、日本外交の自主性を抑圧するため、政府が威嚇され、人事院が脅迫されて、でつち上げられた疑いがある法律案であるとさえ極言せざるを得ないのであります。「そらだ」と呼ぶ者あり）

私は以上の理由から本法律案に反対いたします。

○議長（佐藤内武君） 兼岩傳一君。

〔兼岩傳一君登壇、拍手〕

○兼岩傳一君 私は只今議題になつておる外務公務員法に対し、日本共産党を代表して反対するものであります。

今、全世界に第三次大戦の不安が漂い、平和を求めて全人類がこれと戰つておる現在、特に朝鮮事変が戦争か平和かの分岐点に立つ極東において、日本政府の一つ／＼の外交は、若しその一步を譲れば、日本を焦土にし、国民を墓場に放り込む危険があるのであ

秋サンフランシスコ会議のとき、すでに、吉田総理は中国と調印しないで台湾を承認するという証文を入れて来ておるということを暴露いたしております。又最近吉田総理は、中国との貿易往來による日本經濟の窮状を述べ、アメリカ側にドルの援助方を諮詢する権限の書簡を送つておると伝えられております。ところがどうです。メキシコでは最近アメリカの軍事援助を拒絶いたしました。イランがアメリカの融資を拒絶いたしました。インドネシアで

や、これは尋常一様の秘密外交ではないのです。例えば日本の国会では、昨年我々は行政協定の内容を何一つ知らされないで、それを前提とするところの平和條約、安保條約の審議を無理やりにやらされておる。つい最近行政協定を我々が見せられたときには、すでにそれは調印された調印済みのものである。おまけにその行政協定には、今日なお発表されぬ秘密條項があると言わておる。ところがアメリカの国会ではどうでしようか。事態はまさに正反対であります。行政協定及び秘密の條項まで全部が明からにされ、その上で平和、安保の両條約が審議されておる。これがアメリカの国会であります。又敗戦国民党の台湾国政府と国交を結ぼうとしておるところのやつらの、この秘密なやり方、これはアメリカの上院議員ブルースター氏が、昨年の

とができないで、外務大臣の審査を請求せよとなつておられます。懲戒処分をもつた当の外務大臣に請求をせよといふのであります。ところで、この請求を受けた外務大臣は、これを外務人事審議会の調査と判定に任せた。ところがこの外務人事審議会の委員は五名であります、その五名の過半数である三名まで外務大臣の任命した人物であつる。これでは、如何に外務人事審議会がありうとも、それは形式だけのことです、實際は外務大臣の思うままに懲戒

は、アメリカの経済援助協定に外務省
臣が調印したというその理由で、イ
ンドネシアの内閣は絶辞職をしており
ます。その理由は、これらの経済援助の
裏には必ず秘密的な政治的要求が隠され
ておるからであります。吉田政府の秘
密外交は、その政治的要要求を日本国民
には知らせないで、アメリカ側とだけ行
は万端なく打合せるというやり方
で、一般独立国の外務当局が外交機密
を守るという外交原則とは全く似ても
つかぬ代物であります。

只今提出されております外務公務員
法こそは、この吉田秘密外交を更に徹
底的に推し進めるために提出されたも
のであります。例えば二十七條により
ますと、秘密を漏らした外務公務員は、
一年以下の懲役、三万円以下の罰金に付
するとなつておりますが、この懲戒に付
せられることに不服な者は、十九條によ
りますと、人事院には提訴するこ

行う吉田外務大臣、岡崎國務大臣こそが、日本国民の名において懲戒処分にかけられなければならないことを主張するものであります。〔冗談言ふな
「そらだく、その通り」と呼ぶ者あり
り〕

更に注目すべき点は外国人に対する取扱であります。本法案二十五條によりますと、外務大臣は外務本省並びに在外公館に外国人を採用することができることになつておりますが、この外国人に対しても、秘密を漏らして国家

くことには、この審議会の審議には弁護人を付けることもできないし、非公開で秘密裡に審理をするといふ、封建時代の切捨御免そつくりのやり方で、民主主義も何もあつたものではないのです。かくして、真に日本の独立と国民の幸福を念願する良心的な民主主義的な外務公務員は、秘密を漏らしたという名の下に、何の救済の途もなく追放されてしまふのは明らかであります。私はかかる悪法に断固反対すると共に、日本をアメリカの植民地として、平和なる中ソを攻撃するためには、日本全土をアメリカの軍事基地とし、世界に類例のない治外法権を與え、李承晩蔣介石キリノのごとき傀儡政権と太平洋同盟を締結して、日本国民を擧げて第三次大戦のいけにえにするために、日本国民を欺むき、ウオール街の主人公のために秘密外交を

に重大な損害を與えても、これを理由にして刑罰を科することができます。(「ところの外務省だ、それは……性格がはつきりしているじやないか」と呼ぶ者あり)ここでいう外国人は、現在の吉田政府の向米一辺倒の外交方針からして、その殆んどがアメリカ人であつて、而もそれが指導的な重要任務に就くことは想像にかたくないのです。だからこそ、このアメリカ人が日本外交の機密を漏らして日本国民に重大な損害を與えても、これを理由として处罚できないよう、この法律ができるておるのではありません。而も外務省は行政協定の合同委員会の事務を担当することになります。しかし、そちらは、この法律でいう外交の機密とは、実はアメリカの軍事機密、アジア作戦の機密を指すことになり、外務省に対して特に嚴重に行政協定二十三條による米軍の軍機保護のために必要な措置が講ぜられることがあります。こうなつて吉田一家の私物となり、良心的な腰痛骨外交官は追かれ、ひたすら吉田外相の鼻息を窺い、その意を迎えること來れば、日本の外務省は全くアメリカ国防省の秘密下請機関となり、アジアにおける反ソ反共の陰謀の伏魔殿になります。(「でたらめを言うな」と呼ぶ者あり)すでにその一つの現われとして、外務省は、世界経済會議出席のためのモスクワ行きの旅券発給席を、日本国憲法及び旅券法を蹂躪してこれを拒絶しておるのであります。これは、外務省が、日本人のため、世界

平和の役割を離れて、民族解放の愛國運動を彈圧する秘密特務機關に転化つたある証拠の一つであります。私は日本国外務省をアメリカ国防省の特務機關に堕落させるこの法律案に断固として反対するものであります。

最後に第十六條の査察制度の問題を見ましよう。これによると、外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われてゐるかどうかを査察するために、密使として、みずから選任した査察使を海外に派遣し、外務大臣はその査察使の報告に基いて必要な措置をとるという制度を作らうとしております。これはまさに外務大臣の独裁権を強化するバイ制度以外の何ものでもありません。殊に吉田外相の「とく側近政治を好む人物の下におきましては、自己の好んでいよいよ、この法律が反対の制度を作らうとしております。これは代表いたしまして、この法案に反対の意を表したいと思います。

第一の理由は、審議につきまして原則的な理由を私たちはどうしても忘れることができないのであります。この法律案は、つい四、五日前に突如として出されまして、人事委員会の私たちの合同審査の申入れに応じましてまあ三回開いて頂きました。恐らく外務委員会で慎重に何回審議をされましたか、私は存じませんが、それは五回以上あります。(「その通り」と呼ぶ者あり)このように、外交を「外務大臣の独裁に任せ、その私物と化するために官僚会で大事な法律を持ち受けている案外機構を復活しようとする本法律に、我が党は絶対に反対するものであります。これは、外務省はこの法律案を国会に提案する理

由として、これによつて外交活動が民主的且つ能率的になると説明しております。私は以上の簡単な説明によつて、本法律が、吉田とその側近者を中心とする少数者にとつてだけ民主的であり、且つ吉田式秘密外交を最も能率的に行わしめるものであるといふことを明らかにしたつもりでございます。緑風会、民主クラブ等の諸者の慣習なる考慮を要請する次第であります。(笑声、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 森崎隆君。
〔森崎隆君登壇、拍手〕

○森崎隆君 私は社会党の第四姉事を代表いたしまして、この法案に反対の意を表したいと思います。

第一の理由は、審議につきまして原則的な理由を私たちはどうしても忘れることができないのであります。この法律案は、つい四、五日前に突如として出されまして、人事委員会の私たちの合同審査の申入れに応じましてまあ三回開いて頂きました。恐らく外務委員会では慎重に何回審議をされましたか、私は存じませんが、それは五回以上あります。(「その通り」と呼ぶ者あり)この法律案が突如として出されまして、国会で大事な法律を持ち受けている案外機構を復活しようとする本法律に、我が党は絶対に反対するものであります。これは、外務省はこの法律案を国会に提案する理由が本日の会議に上程されますこと自体に、非常に私は不満がある。果してこれが民主的な参議院の審議のやり方であるかということに深い疑いを持つう。非常に、私はここで、こういうような單なる簡単な過程、審議も盡さずあります。従いまして、この法案は今日でも明日でもいいのですが、自然休会の間、これは二時間だけ時間を取つてこれを読んで頂ければわかる。国家公務員法がありますから、両方を一度勉強して頂きたい。両方を比べまして逐條審議を家でやつて頂きます。そうしましたら矛盾だらけです。どうしても直さなければ、参議院の議員として本当にこれは眞識に恥じなければならぬようものがたくさんある。これを私は指摘したい。そこを何とか修正いたしたいといふことを、つづけておられます。人事委員会の私たちの合同審査の申入れに応じましてまあ三回開いて頂きました。恐らく外務委員会では押切つて、今この通り上程されております。これは非常に私は遺憾だと思います。今後我々は法律案の審議につきまして、政府が如何なる政策的意図を以て、丁度今出せば通るだだと思います。今後我々は法律案の審議につきまして、政府が如何なる政策をして出して参りましても、参議院は、おつと待つた、もう少し考えさせろと言つて、十分に審議をして頂いて、参議院本来の使命を達成して頂かなければなりません。これは特に皆様方に訴えたいと思う。非常に、私はここで、こういう法律ができ上つて通りますと、その結果、外務職員全体が、これによつて

非常に自己の国家公務員としての身分の保障その他の問題でやがて困る時期が必らず来ると、私は今から断言申上せんけれども、外務關係の職員というものはたくさんあります。運転手の人もありますし、小使さんもありますし、いろいろあります。大多数の人があ、これによつていろいろな不利益な面をこうむる。自己が正当な理由によつて主張する機会を得ようといたしましても、これは夢られる場合がたくさん出て来る。非常にこれは危険な法案である。それ自体にいわゆる隆盛であらゆる権力を掌握した政府が我が世の春を謳つておるそのときに、これに追隨した一部の幹部連中がそういう気持で作つたとするなら、後においてとんでもない問題が必ずこれは起つて参ります。具体的な事例につきましては、今前者のかたぐからお話をあつたので、特に私は細かいことは申上げたくないと思いますが、ただ一つ二つだけ申上げたいのは、第一は、今申しましたように、国家公務員法の躊躇の一つの法案であるといふとが第一、この中にはいろいろな面がござりますが、私は格付の問題、昇任、又勤務成績の評定等が全部人事院から離れて、外務大臣並びにその出政令によつていろいろ決定されるということ、これもございましょが、一番大事なのは、前二者のかたが

たも申されましたように、この第十九條から二十一條までの、この問題でござります。これは繰返すまでも恐れ入りますが、特に申上げておかなければせんけれども、外務關係の職員といふものはたくさんあります。運転手の人もありますし、小使さんもありますし、いろいろあります。大多数の人があ、これによつていろいろな不利益な面をこうむる。自己が正当な理由によつて主張する機会を得ようといたしましても、これは夢られる場合がたくさん出て来る。非常にこれは危険な法案である。それ自体にいわゆる隆盛であらゆる権力を掌握した政府が我が世の春を謳つておるそのときに、これに追隨した一部の幹部連中がそういう気持で作つたとするなら、後においてとんでもない問題が必ずこれは起つて参ります。具体的な事例につきましては、今前者のかたぐからお話をあつたので、特に私は細かいことは申上げたくないと思いますが、ただ一つ二つだけ申上げたいのは、第一は、今申しましたように、国家公務員法の躊躇の一つの法案であるといふとが第一、この中にはいろいろな面がござりますが、私は格付の問題、昇任、又勤務成績の評定等が全部人事院から離れて、外務大臣並びにその出政令によつていろいろ決定されるということ、これもございましょが、一番大事なのは、前二者のかたが

たも申されましたように、この第十九條から二十一條までの、この問題でござります。これは繰返すまでも恐れ入りますが、特に申上げておかなければせんけれども、外務關係の職員といふものはたくさんあります。運転手の人もありますし、小使さんもありますし、いろいろあります。大多数の人があ、これによつていろいろな不利益な面をこうむる。自己が正当な理由によつて主張する機会を得ようといたしましても、これは夢られる場合がたくさん出て来る。非常にこれは危険な法案である。それ自体にいわゆる隆盛であらゆる権力を掌握した政府が我が世の春を謳つておるそのときに、これに追隨した一部の幹部連中がそういう気持で作つたとするなら、後においてとんでもない問題が必ずこれは起つて参ります。具体的な事例につきましては、今前者のかたぐからお話をあつたので、特に私は細かいことは申上げたくないと思いますが、ただ一つ二つだけ申上げたいのは、第一は、今申しましたように、国家公務員法の躊躇の一つの法案であるといふとが第一、この中にはいろいろな面がござりますが、私は格付の問題、昇任、又勤務成績の評定等が全部人事院から離れて、外務大臣並びにその出政令によつていろいろ決定されるということ、これもございましょが、一番大事なのは、前二者のかたが

たも申されましたように、この第十九條から二十一條までの、この問題でござります。これは繰返すまでも恐れ入りますが、特に申上げておかなければせんけれども、外務關係の職員といふものはたくさんあります。運転手の人もありますし、小使さんもありますし、いろいろあります。大多数の人があ、これによつていろいろな不利益な面をこうむる。自己が正当な理由によつて主張する機会を得ようといたしましても、これは夢られる場合がたくさん出て来る。非常にこれは危険な法案である。それ自体にいわゆる隆盛であらゆる権力を掌握した政府が我が世の春を謳つておるそのときに、これに追隨した一部の幹部連中がそういう気持で作つたとするなら、後においてとんでもない問題が必ずこれは起つて参ります。具体的な事例につきましては、今前者のかたぐからお話をあつたので、特に私は細かいことは申上げたくないと思いますが、ただ一つ二つだけ申上げたいのは、第一は、今申しましたように、国家公務員法の躊躇の一つの法案であるといふとが第一、この中にはいろいろな面がござりますが、私は格付の問題、昇任、又勤務成績の評定等が全部人事院から離れて、外務大臣並びにその出政令によつていろいろ決定されるということ、これもございましょが、一番大事なのは、前二者のかたが

て、いろいろなことが給與に関しても出て来ておる。審議のしようがないのです。不完全な、大事なものだけ抜いてしまつて不完全な法律案を出して……不完全なことはわかつてゐるのですよ。そうしてこれを出して、これを早く通してくれ。こういうような提案の仕方が果して民主的であるか、良心的であるか、これを又得々として委員会でこれをお譲りしたような形で、これを通過させて行くようなことが、参議院の議員としてできるかできないか。（「できないぞ、できない」と呼ぶ者あり）これは皆様方に特に御判断願いたいと思う。而も公務員全体につきましては、給與の問題というのは非常に大事な問題ですよ。給與の問題は大事だ。この第四章の十三條、給與に関するは例えは国家公務員の中のいわゆる一般職の給與のいわゆるそのベースをそのまま適用すると、ここに書いてある。これは問題はない。これはいろいろ勤務地が變つていろいろの問題が含まれているのです。それを全然出さないで、それだけ除けて、ほかの問題だけで、審議しろ。はあ、かしこまりましたと言つてあなた方はやつてあるんでしよう。あとから又出すといふ、こんな馬鹿なことがありますか。これに關連してたところのものがたくさんこの中に入つてゐる。これでは私どもはまじめに審議できません。もう一つは原則的な問題でございますが、これはさつきも千

議員が申されましたように、前の第十一臨時国会でございましたあの議院運営委員会において、我々が口角泡を飛ばして議論したのは、全権委員の例の一般職と特別職で、無理矢理あるときは一般職だと押切つてしまつたのです。これは、今度はこれは良心的に特別職だと思いまして、入れました。……とうへここれは特別職に入れである。その問題は繰返して申しませんが、この中には外務職員の中でいわゆる一般職に入るべきものがやはり外務職員特例法という形の中に入っています。これは皆さん方は給與に対する法律、国家公務員法等につきましてはお素人のようでございまして、何でもなきよう考へて、どうでござりますが、これは私は将来に悪例を残さないで……（自惚れるな）と呼んでおられ、藤君も知つておられます。一般職に現業職員がおりますよ。特別職にも現業職員がおりますよ。一般職と特別職の両方に現業職員がいるから、一般職と特別職から除けて現業職といふものの法律を作つてくれといつた場合は成り立つでしよう。こういうように法律を複雑化し、こういうものにでつち上げて、特例といふものに名をかりて、国家公務員の件外に掲げて優越感を感じようと、従つて、その背後に危険を感すべきことを知らずして、こういう法律を出して、その中に今言つたような給與体係、又公務員に対する給與の規

定というものをだん／＼複雑化して行くような出し方、こういう法律案といふものは、私たちもつと時間を頂きまして、はじめて考えて、果してこれでいいか、止むを得なければ、これをどういうように国家公務員法との間に関連性を持たして行くか、ということについて、もつと考えなければならん。少くとも国家公務員法違反の事件が六事項はこの中にあります。もう時間がないからあえて一々申しませんが、六事項だけは国家公務員法違反。一方の大切な法律を犯してまで無理やりにこの法律を作ろうという、どんでもない。特例じゃない。特例といつては許されまい。それ以上に法律を踏みにじるようなそういう事項がこの中にあるということを申上げる。今日私たちは或いは採決の結果負けましたようけれども、あなた方は勝つても、参議院議員の良識におきましてお帰りになつてこれを研究して頂きたい。笑い事ではありませぬ。後になつて後悔したりすることのないように、この問題は政党政派にかかる問題でない。良心的に法律を審議する責任者として申しておる。責任者の一人々々に申上げたい。こういふことがまじめに審議されてこれが採決されるなんということは……、私は実際皆さん方が参議院の本来の使命とかえらそうにおつしやつておられますか、それは口先ばかりのことであらうと考

いろいろ申したいことが多々ござりますが、私は抽象的に以上の数点だけを特に訴え申上げまして、特に今後とも法律につきまして提出されますときには、提出の仕方、審議の時期、良心的な修正につきましては、まじめにお互いこれは考えなければならぬ。特に私たちは皆さん方にこの点を御忠告申上げて、私は反対論といいたいと思います。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「馬の耳に念仏じや」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事木内キヤウ君。

〔番宣報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

よつて国会法第八十三條により送任する。

昭和二十七年三月二十六日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

(一)の法律の目的

第一條 この法律は、児童の国民としての自覚を深めることに資することともにその前途を祝うために、国が毎年度新たに小学校、盲学校、ろう学校及び養護学校に入学する児童に対し教科用図書を給與することを目的とする。

(教科用図書の給與)

第二條 国は、毎年度、小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部(以下「小学校」と総称する。)の第一学年に入学する児童に対し、その第一学年の課程において使用する政令で定める国語及び算数の教科用図書(学年の中途において転学した児童についてはその転学後において使用するものを除く。)を給與するものとする。

2. 前項の教科用図書の給與は、国立の小学校については当該小学校を附置する大学の学長、都道府県教育委員会、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校

昭和二十七年三月三十日 参議院会議録第二千七号(その一) 新たに入選

する兒童に対する教科用図書の給與に関する法律案

よつて国会法第八十三條により送付する。

衆議院議長 林 譲治

新たに入学する児童に対する教科

新たに入学する兒童に対する數科用圖書の給與に関する法律

第一編：裁判所の組織

しての自覚を深めることに資する

國が毎年度新たに小学校、盲学校

する児童に対し教科用図書を給與する。

(教科用図書の紹興)

第二回 团は毎年小学校並に盲学校、ろう学校及び養護学校

の小学校（以降「小学校」と総称する。）の第一学年に入学する児童に

対し、その第一学年の課程においては、

算数の教科用図書（学年の中途に

の転学後において使用するものを

前項の教科用図書の給與は、国

立の小学校については当該小学校を附置する大学の学長、都道府県

立の小学校については都道府県の

合を含む。以下同じ。) 立の小學

校については市町村の教育委員会（教育委員会の設置されていない市町村にあつては市町村長とする。以下同じ。）、私立の小学校については当該小学校を設置する学校法人の理事長（以下「管理機関」と総称する。）が、国のために、それぞれ、当該小学校の校長を通じて行うものとする。

（監督及び報告等の義務）

第三條 管理機関は、前條第二項の規定による教科用図書の給與について、それぞれ、当該校長を監督し、政令で定めるところにより、給與した教科用図書の種類、その給與を受けた児童の数その他必要な事項を文部大臣に報告するとともに給與した教科用図書の発行者を記載した証明書を当該教科用図書の発行者に交付しなければならない。

第四條 文部大臣は、第二條第二項の規定により管理機関が行う教科用図書の給與に関する事務について、その実施の情況を調査し、及び管理機関をして必要な報告をさせることができる。

2 文部大臣は、前項に定める場合のほか、第二條第一項の規定により市町村の教育委員会又は学校法人の理事長が行う教科用図書の給與に関する事務について、それぞれ、当該小学校を設置する学校法人の理事長（以下「管理機関」と総称する。）が、国のために、それぞ

道府県知事に、その実施の情況を調査させ、及び市町村の教育委員会又は学校法人の理事長から必要な報告を取らせることができる。

（契約の締結）

第五條 国は、第二條第一項の規定による教科用図書の給與のため、当該教科用図書の発行者と、発行者が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十條第一項の規定により、小学校に供給した教科用図書のうち第二條第二項の規定により管理機関が当該小学校の校長を通じて児童に対し給與した教科用図書について、その対価を第六條に定め

る方法により支拂うべき旨の契約を締結することができる。

第六條 文部大臣は、教科用図書の発行者が第三條に規定する証明書を添えて前條の契約に係る対価につき適法な支拂請求書を提出したときは、その支拂請求書を受理し、たゞ三十日以内に、代金を支拂わなければならない。

第七條 教育委員会又は学校法人の理事長が第三條の規定による文部大臣に対する報告書又は発行者に交付する証明書（第六條第二項の規定により文部大臣と返送する証明書を含む。）に作為を加え又は虚偽の記載をすることによつて、不正に損害を蒙ったときは、文部大臣は、当該都道府県若しくは市町村又は当該学校法人に対してその損害を賠償させることができる。

2 文部大臣は、前項の支拂請求書を受理した後、添付された証明書に誤があると認めた場合には、すみやかに、その事由を明示して、その旨を当該発行者に通知するとともに当該証明書を交付した管理機関にこれを送付し、当該管理機

関に、誤があるかどうかを調査

（都の特例）

第八條 この法律の規定の適用については、特別区の設置する小学校は、都の設置する小学校とみなして、当該小学校に関しては、都は、

市町村とみなす。

3 当該年度の国の予算（追加予算を含む。）が成立しないため前二項の規定により難い場合における代金の支拂の時期及びその額については、政令で特例を設けることができる。

（損害の賠償）

2 昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律（昭和二十六年法律第四十九号）は、廢止する。

3 当分の間、学校法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私法人を学校法人とみなして、この法律の規定を適用する。

〔木内キヤウ君登壇、拍手〕

○木内キヤウ君 只今議題となりました新たに入学する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案につきまして、文部委員会におきましての審議の結果並びに結果を御報告申上げます。

員会の審議におきましても各委員の了承されたところであります。が、委員会が最も問題といたしました点は、本法案の第一條に掲げられたこの法律の目的についてであります。第十九国会で成立いたしました昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用図書の給與に関する法律におきましては、「この法律は、義務教育の無償の理想のより広範囲な実現への試みとして」云々と其の目的を掲げておりまして、当時の委員会も又、憲法第二十六條に規定されておりまする義務教育無償という大原則への一步前進と認めて同法を可決いたしました次第であります。然るに、先ほど申上げました通り、本法案はその美質においてこの法律を更に改善いたしており、その意味においては義務教育無償の原則を実現いたそうの目的を規定いたしております。然して見ますと、その目的は單に「児童の国民としての自覚を深める」ということに限定され、義務教育無償の原則の実現に関する表現は全く抹消されております。この点については、矢嶋、岩間、相馬、高田、荒木の各委員及び委員長から政府当局に対して細密な質疑が行わされましたところ、政府當局からは「本法案も又その根柢において義務教育無償の原則を実現しよう

とする意図を持つものではあるが、義務教育無償原則は、将来義務教育費国庫負担法を成立させることによつてこれを本格的に実現する予定であり、本法案はこの点に重点を置かなかつたに過ぎない」という説明がありました。かくて質疑を終了いたしまして討論に入り、矢嶋委員からは「本法案の目的において、本法案が義務教育無償原則を実現の一環であるとの表現が削除され、単にお祝い給與の法案たる外見をとることは甚だ遺憾であり、又盲学校、ろう学校への新入学児童に対し、一般児童と同一程度の教科用図書の給與をすることは、むしろ昨年の法律に比して改悪である旨を述べられ、政府は将来義務教育費国庫負担法の実現に全力を注ぎ、義務教育無償原則の実現に邁進すること」を要請して本法案賛成の意を表明されました。相馬委員及び高橋委員からもほぼ同趣旨の賛成意見の開陳がありました。なお質疑応答及びこれらの討論内容の詳細は会議録に譲りたいと存じます。かくて採決に入りましたして、委員会は本案を全会一致を以て原案通り可決いたしました。

以上を以て御報告といたします。
 ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三條により添付右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 昭和二十七年三月二十七日
 屋外広告物法の一部を改正する法律案
 参議院議長 佐藤尚武
 譲治
 昭和二十七年三月二十九日
 参議院議長 林 譲治
 第四條第一項第四号を次のよう^に改める。
 四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十号)第二十五第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地区

第七條に次の二項を加える。
 2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命ぜようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該広告物を掲出する物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者が行わせることができる。但し、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。
 第七條の次に次の二條を加える。
 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
 2 連合国軍人等住宅公社(以下「公社」という。)は、この法律施行の日において、解散する。

3 この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、國がその時において一般会計に承継するものとす
 る。
 4 特別調達厅は、特別調達厅監督法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第三條に掲げる事務の外、公社の解散に關し必要な整理事務を行ふことができる。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

第四條第一項第四号を次のよう^に改める。
 四 森林法(昭和二十六年法律第二百四十号)第二十五第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地区

の規定により指定された住居専用地区又は同法第六十八條第一項の規定により指定された美観地

この法律は、公布の日から施行する。
 [審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載]

- 5 内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならない。
- 6 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならない。
- 7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 特別調達法の一部を次のようにより改正する。
- 第三條第一項第四号を削る。
- 9 契約税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のようにより改正する。
- 第十條第一号の三を削る。
- 附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。
- 11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のようにより改正する。
- 第五條第六号の六の二を削り、同様第六号の六の三を同様第六号の六の二とする。
- 12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のようにより改正する。
- 第一條中「連合国軍人等住宅公社」を削る。
- 13 公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のようにより改正する。
- 14 公社の昭和二十六年度の決算については、なぞ従前の例による。

この場合において、公社の行うべき事務は、特別調達厅長官が行うものとする。

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十号)の一部を次のようにより改正する。

第一條第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

16 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のようにより改正する。

第一條第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました。屋外広告物法の一部を改正する法律案及び連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案について、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。先ず屋外広告物法の一部を改正する法律案であります。本法案は、屋外広告物法実施二ヵ年半の実情に鑑み、同法の円滑なる運用を図るために要する改正の要點の一は、違反広告物の処理に対する必要な措置の履行確保について改訂する必要があります。現行法はこれに對する行政代執行によるものであります。が、違反広告物の責任者が明らかでない場合における規定が不備のため、同法執行上支障が少くないので、これに關する規定を設けたのであります。その二は、広告物規制に関する都道府県の二は、広告物規制に関する都道府県

知事の事務の一部を市町村長に委任することとして、事務処理の簡捷化を図ったことであります。本委員会における審査の詳細は速記録によつて御承知を願いたいのであります。が、質疑応答の主なる事項は、本法の広告物の範囲、移動、閃光によるものは如何、外國におけるがごとく廣告に一定の場所を限り、これには相当の設備をすることはどうか、又違反の実情と違反広告物除去の状況などありました。なかんずく質疑応答が重ねられました点は、本法の広告物規制の目的に關連して、違反広告物、特に故意に違反して広告効果を狙い、而もその設置管理者が明らかでない場合の処理であります。改正案によると、広告を表示又は掲示する違反物件を除却するためには、相当の期間を定めて公告の上でなくては处置できません。かくては故意の違反者はその意図を達することができない、本法の目的達成に不適当ではないかという点であります。当局は故意の違反者は直ちに処理をなさんとするものであります。

改訂するためには、相当の期間を定めて公告の上でなくては处置できません。かくては故意の違反者は直ちに処理をなさんとするものであります。改正の要點の一は、違反広告物の処理に対する必要な措置の履行確保について改訂する必要があります。現行法はこれに對する行政代執行によるものであります。が、違反広告物の責任者が明らかでない場合における規定が不備のため、同法執行上支障が少くないので、これに關する規定を設けたのであります。その二は、広告物規制に関する都道府県

の二は、広告物規制に関する都道府県

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十七日

衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案外四件

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「富裕税」の下に「財産税、」を加え、「及び印紙税」に改める。

第一條第一項中「規定する对外支拂手段」の下に「及びその他命令で定めるこれと同等の価値のあるもの」を加え、「地方債又は同法」を「地方債、同法」に改め、「受益証券」の下に「又は貸付金債権」を加え、「又は配当所得」を、「配当所得又は当該貸付金債権の利子」に改め、「第十八條」の下に「若しくは第四十一條」を加え、同條第二項中「又は証券投資信託の受益証券」を、「証券投資信託の受益証券又は貸付金債権」に改め、「収益」の下に「若しくは利子」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第三條の二 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に

本店若しくは主たる事務所を有しない法人が、その有する第五條第一項に規定する事業の用に供する工业所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)が第五條第一項に規定する事業の用に供するものである旨を示して、その所得の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の登載を受けた場合において、その登載を受けている期間に限り、これを適用供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日までの一月間に支拂を受ける所得税法第一條第二項第六号に規定する所得について、同法第十七條、第十八條及び第四十一条の規定は、これを適用しない。

前項に規定する個人又は法人が、その有する同項に規定する命令で定めるものの提供に因り、その有する同項に規定する命令で定めるもの(これを除く。)を割り、「通常必要な金額を同法」を「通常必要な金額として大蔵大臣の定める金額が所得稅法」に改める。

第五條第一項中「(その年の総所得金額から所得稅法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定により控除をなす場合においては、当該所得の收入金額からこれら規定により控除すべき金額を控除した金額。(以下同じ。)」を削り、同條第四項第一号及び第二号中「技術に関する権利」の下に「若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの」を加える。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、当該工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)が第五條第一項に規定する事業の用に供するものである旨を示して、その所得の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の登載を受けた場合において、その登載を受けた場合において、その新たに附した帳簿額(以下新帳簿額といふ。)の合計額がその新たに帳簿額を附した日を含む事業年度の所得金額に等しいか若しくはこれをこえるときは、当該所得額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の帳簿額の合計額が当該所得金額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額を控除した金額をこえるときは、当該所得額を控除した金額の三割に相当する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の法人稅法第二十六條第一項若しくは第三項又は第二十六條の二第一項に規定する法人稅額(当該新帳簿額の合計額が当該所

法新帳簿額の合計額が当該所の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額(以下同じ。)を削り、同條第一項及び第二号中「当該法の期日の延期を認められた稅額」とあるのは、「当該法人稅額から租税特別措置法第五條の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とあるのは、「当該法人稅額の二分の一に相当する金額」とあるのは、「当該法人稅額から租税特別措置法第五條の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とある。

第一項の規定の適用を受けた

り、且つ、所得稅法の施行地外において取得したものである旨を示して、その所得の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の登載を受けた場合において、その登載を受けた場合において、その新たに附した帳簿額(以下新帳簿額といふ。)の合計額がその新たに帳簿額を附した日を含む事業年度の所得金額に等しいか若しくはこれをこえるときは、当該所得額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額を控除した金額をこえるときは、当該所得額を控除した金額の三割に相当する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の帳簿額の合計額が当該所得金額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額を控除した金額をこえるときは、当該所得額から当該新帳簿額の合計額が当該所の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額(以下同じ。)

第五條の三に次の二項を加える。

第五條二項及び前條二項並びに第一項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條の十三の次に次の二項を加える。

第五條の十四 法人が、その有する資産再評価法第三條第九号に規定する賃借指定施設につきその指定の解除を受け、当該資産について、新たに帳簿額を附した場合において、その新たに附した帳簿額(以下新帳簿額といふ。)の合計額がその新たに帳簿額を附した日を含む事業年度の所得金額に等しいか若しくはこれをこえるときは、当該所得額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額を控除した金額をこえるときは、当該所得額を控除した金額の三割に相当する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の法人稅法第二十六條第一項若しくは第三項又は第二十六條の二第一項に規定する法人稅額(当該新帳簿額の合計額が当該所の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額(以下同じ。)を削り、同條第一項及び第二号中「当該法の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とあるのは、「当該法人稅額から租税特別措置法第五條の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とある。

第一項の規定の適用を受けた

第五條の二(第三項中「(その年分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、当該工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)が第五條第一項に規定する事業の用に供するものである旨を示して、その所得の支拂をなす場合においては、当該所得の金額から当該新帳簿額の合計額が当該所の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額(以下同じ。)を削り、同條第一項及び第二号中「当該法の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とあるのは、「当該法人稅額から租税特別措置法第五條の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた稅額を控除した稅額の二分の一に相当する金額」とある。

第一項の規定の適用を受けた

の翌事業年度において法人税法第十九條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出する場合においては、同項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額には、第一項の規定により納付の期日の延期を認められた税額を含まないものとする。

第一項の規定により納付の期日の延期を認められた法人が当該延期を認められた期間内に終了する各事業年度において法人税法第二十六條の四第四項の規定により法人税の還付の請求をなした場合には、政府は、命令の定めるところにより、当該延期を認められた税額の全部又は一部をこれに充当することができる。

第一項の規定の適用を受けた法人が同項の規定により納付の期日の延期を認められた法人税をその納付の期日までに完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九條の規定により、これを督促する。

第九條の次に次の二條を加える。

第九條の二 住宅の用に供する目的をもつて昭和二十七年四月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に新築した家屋で命令で定めるものの所有権の保有の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、他の法

令に特別の定のある場合を除き、登録税法の規定にかかるわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。家屋につき当該期間内に増築をなし、当該増築後の家屋がその命令で定める家屋に該当するものである場合における当該増築による家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記の登録税の額についても、また同様とする。

前項に規定する家屋の取得のための資金の貸付がなされる場合にその貸付に係る債権の担保として、当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、命令の定めるところにより、他の法令に特別の定のある場合を除き、登録税法の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

第九條の三 民法第三十四條の規定により設立された法人で更生保護法第五條第一項の規定により更生保護事業を営むことについて中央更生保護委員会の認可を受けたものが同法第六條の規定により行う事業の用に供する土地又は建物の所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該土地又は建物が当該法人の同様の規定により行う事業の用に供するものに限り、その登記の登録税を免除する。

第十四條に次の一項を加える。

第一項及び第二項の規定は、これらの項の規定の適用を受ける。

る土地等の再評価に係る資産額の評価法第四十七條第一項の規定による申告書にこれらの項の規定の適用を受ける旨の記載をした場合に限り、これを適用する。

第十六條第一項中「第十四條第一項又は第二項の適用を受ける」の「を」当該收用、換地処分又は交換に係る從前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分に改め、同條第一項中「交換の時後譲渡、相続、遺贈」を「相続人に對する遺贈を除く。以下の同じ。」に、「当該譲渡、相続を「當該譲渡、」に改める。

第十七條中「又は地方公共団体に対する贈與若しくは」を「若しくは地方公共団体又は民法第三百四條の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業營む法人で命令で定めるものに対する贈與又は」に改める。

第十八條を次のよう改める。

第十八條 個人が、居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を譲渡し、当該譲渡の日前年又は当該譲渡の日以後一年間にその者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利取得し、その取得した財産(以下居住用取得財産という)が

命令の定める期間内に、その者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合（当該居住用取得財産が、当該期間内に、更に居住以外の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。）においては、所得税法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産（以下居住用譲渡財産といふ。）の譲渡に因る収入金額が当該居住用取得財産の取得価額をこえるときは、当該居住用譲渡財産についてはそのこえる金額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなしそし、当該居住用譲渡財産の譲渡による収入金額が当該居住用取得財産の取得価額以下であるときは、当該居住用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみます。

て、その譲渡の日の属する年の翌年に、当該居住用譲渡財産について居住用取得財産を取得し、且つ、当該居住用取得財産が同項の規定に該当することとなるものであることが明らかであるときは、命令の定めるところにより、同項中「居住用取得財産の取得価額」とあるのを「居住用取得財産について命令の定めることにより政府の承認を受けたその取得価額の見積額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

前項の規定の適用を受けた同項に規定する居住用取得財産について、その取得価額が同項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用を受けた当該居住用取得財産について政府の承認を受けたその取得価額の見積額に対して過不足額があることとなつた場合においては、その者は、所得税法第二十七條の規定による修正申告又は更正の請求をすることができる。

前項に規定する場合に該当する場合において、同項の規定による修正申告がないときは、政府は、所得税法第四十六條の規定に準じ所得金額を更正する。

第十九條 個人が、耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を取得し、その取得し

た財産(以下耕作用取得財産といふ。)が、命令の定める期間内に、その者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利となつた場合(当該財産が、当該期間内に、更に耕作以外の用に供する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合を除く。)においては、所得税法第九條第一項の規定の適用については、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産(以下耕作用譲渡財産といふ。)の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額をこえるときは、当該耕作用譲渡財産についてはそのこえる金額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該耕作用譲渡財産の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額以下であるときは、当該耕作用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた耕作用譲渡財産に係る耕作用取得財産についての譲渡についても、同様に規定する。但し、前項第一項の規定によれば、当該耕作用譲渡財産の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額以下であるときは、当該耕作用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

前條第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた耕作用譲渡財産の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額以下であるときは、当該耕作用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第二十條 第十八條第一項及び前條第一項の場合において、これらの項に規定する居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産の譲渡が交換に因るものであり、且つ、当該交換に因り取得した居住用取得財産又は耕作用譲渡財産とともに金銭その他当該居住用取得財産又は耕作用取得財産以外の財産を取得しなかつた場合に取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供したときには、その貸家の用に供した日以後三年間、所得税法第十條第二項の規定にかかる限り、当該家屋について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものとの百分の百五十に相当する金額を、同法第九條第一項第三号に規定する所得の計算上必要な経費に算入する。

第五條の五第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋を取得して、これを貸家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される金額(これらの規定により計算される金額)の百分の百五十に相当する。

前項に規定する船舶について賃貸契約額は、その貸家の用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該家屋の賃契約額(これららの規定に定める賃契約額に相当する金額)の百分の百五十に相当する。

第二十一條 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令で定める家屋について同法の規定により計算される金額(これらの規定により計算される金額)の百分の百五十に相当する。

第二十二條 個人の有する財産について相続税法の規定による物納があつた場合には、所得税法の適用においては、当該財産についての同法第九條第一項第七号又は第八号に規定する所得がなかつたものとみなす。

第二十三條 小型機船底ひき網漁業整理特別措置法第六條の規定により整理すべきものとして指定された船舶をその指定の時に個人が有し、且つ、当該船舶を基準日にその者が有していた場合において、その者が当該船舶を命令の定めるところにより沈没、同法第九條の規定により補助金の交付を受けたときは、当該船舶を資産再評価法第八條第二項に規定する資産と、当該船舶が沈没されたことを当該船舶の譲渡と、当該補助金を当該譲渡の対価とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する船舶についての規定により再評価を行うときは、当該居住用譲渡財産又は耕作用譲渡財産並びにその取得価額及び取得の時期をそれぞれ定めて、前條第一項から第四項まで中「居住用譲渡財産」とあるのは、「耕作用譲渡財産」と、「居住用取得財産」とあるのは、「耕作用取得財産」とする。

第二十四條 個人が財産引受けは船舶に受ける第一項に規定する船舶の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定により申告書に前項の規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第二十五條 酒税法第二十七條第二第一項に規定する酒類製造者(以下本條中酒類製造者といふ。)又は指定販売業者(以下本條中指定販売業者といふ。)が酒類製造者及び指定販売業者以外の者に対して製造場又は指定販

売業者の販売場（以下本條中指定販売場といふ。）から移出する酒類（酒類製造者がその製造を廃止し若しくはその販売業の免許若しくはその指定を取り消された場合において、その製造場又は指定を取り消された場合又は指定を取り消された場合又は指定期間内に現存する酒類で同法第三十四条ノ二第三号の規定による移出したものとみなされるものを含む。）のうち、生産の獎励その他の用に供するもので命令で定めるもの（以下本條中特殊用途酒類といふ。）について、命令の定めるところにより、同法第二十七條ノ一第一項の規定により加算する酒税を免除する。

前項の規定は、指定販売業者以外の酒類販売業者が、特殊用途酒類として移入した酒類を、酒類製造者及び指定販売業者以外の者に対して、販売場から特殊用途酒類以外の酒類として移出する場合（その者が特殊用途酒類として移入した後これを飲用に供した場合を含む。）においては、これを適用しない。この場合は、政府ノ第一項中「酒類製造者（指定販売業者ト称ス以下同ジ）」とあるのを「政府ノ指定スル酒類販売業者（指定販売業者ト称ス以下同ジ）」とあるのを「政府ノ指定スル酒類販売業者」と、「製造場又ハ販売場ヨリ移出スル酒類及保税地域ヨリ移出スル酒類及び

引取ル酒類」とあるのを「租借
特別措置法第二十五條第一項ニ
規定スル特殊用途酒類トシテ其
タル酒類ニシテ其ノ者ノ飲用ニ
供シタルモノヲ含ム」と、第三
十五條の二第一項中「酒類ノ製
造者又ハ指定販売業者」とある
のを「指定販売業者以外ノ酒類
販売業者」と、「製造場又ハ指
定販賣場」とあるのを「販賣場」
読み替えて、同法第二十七條の
二第一項及び第三十五條の二第
一項の規定を適用する。

類を酒類製造者又は指定販売業者に還付する。
第二十六條 命令の定めるところにより政府の承認を受けて、航空機の燃料用に供する目的をもつて昭和二十八年三月三十一日までに製造場又は保税地域から引き取る揮発油（命令で定める規格を有するものに限る）については、揮発油税を免除する。
揮發油稅法第七條第三項の規定は、前項の揮發油で政府の指定した期間内にその用途に供せられたことの證明のないものについて、これを適用する。
(酒稅法の一部改正)
第二條 稅法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のよう改正する。
第二十七條ノ一第一項前段中「ニシテ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類（配給酒類ト称ス以下同ジ）以外ノモノ」を削り、同項後段を削る。
第三十四條ノ二第二号を次のよう改めること。
二 劇除
第三十四條ノ二第三号中「配給酒類以外ノ」を削る。
第三十五條ノ二第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。
第三十六條第二項中「若ハ第一項」を削る。
第三十八條第四項を削り、同條第五項中「前二項」を「前項」に改める。
第六十一條第一項第一号及び第六十四條第一項第一号中「第三十

第三條 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第八條中「免除スルコトヲ得」の
下に「第七條第一項第三号乃至第
五号ノ規定ニ依リ徴収ヲ猶予シタ
ル場合又ハ第十二條ノ二第一項ノ
規定ニ依リ滞納處分ノ執行ヲ猶予
シタル場合ニ於テ納稅人ノ事業ノ
現況其ノ他ノ状況ニ依リ已ムヲ得
ザル事由アリト認メラル場合亦
同ジ」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第十六
條から第十九條まで及び第二十條
の規定は、昭和二十七年一月一日
以後譲渡、遺贈又は贈與があつた
ものから、同法第二十一條第一項
の規定は、昭和二十七年分の所得
税から、同條第二項の規定は、昭
和二十七年一月一日以後終了する
事業年度分の法人税から、同法第
二十二条の規定は、昭和二十七年
一月一日以後相続、遺贈又は贈與
に因り取得した財産に係る相続税
について物納があつたものから適
用する。

3 改正後の租税特別措置法第三條
の二第一項の規定は、同項の規定
の適用を受ける工業所有権その他
の技術に関する権利又は特別の技
術による生産方式及びこれに準ず
るもの(これらの権利に関する使
用権を含む。)の提供に関する契約

4 改正後の租税特別措置法第十六條第二項の規定は、同項に規定する資産について同項の収用、換地処分又は交換の時後昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈に限る。)があつた場合においては、適用しない。

5 改正前の租税特別措置法第十八條の規定は、この法律施行の際に信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む。)が引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について支拂を受ける利益の配当又は剰余金の分配に因る所得については、なおその効果を有する。

6 漁業法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第三百九号)中小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際スクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業の用に供せられていた船舶で、当該部分の施行に伴い漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条の二第一項の規定により小型機船底びき網漁業の用に供することができなくなつたものを、その個人が有し、且つ、当該船舶を資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第三條に規定する基準日にその者が有していた場合において、その者が当該船舶を当該部分の施行の日以後命令の定め

るところにより沈め、命令で定める國庫補助金の交付を受けたときは、当該船舶を資産再評価法第八條第二項に規定する資産と、当該船舶の沈められたことを当該船舶の譲渡と、当該國庫補助金を当該譲渡の対価とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該資産について資産再評価法第八條第二項本文の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額及び同項但書に規定する再評価の限度額は、同項の規定にかかるわらず、当該國庫補助金の額とする。

7 前項後段の規定は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する資産の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書に前項後段の規定の適用を受けれる旨の記載をした場合に限り、適用する。

8 酒類製造者又は酒類販売業者がこの法律施行の際所持する酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する配給酒類は、この法律施行後は、改正後の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する特殊用途酒類とみなす。

9 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第五條の二第三項」を「第五條の二第二項」に改める。

10 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第一号)の一部を次のよう改める。

第四條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第三項の規定は、所得稅法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承認し、且つ、試験研究を兼ねする事実の記載がある場合に限り、」を削り、同項を同條第五項とする。

所得稅法の一部を改正する法律

第四條の二 落實日において被相続人の有していた資産で相続人は遺贈に因りその相続人が取得したもののは、この法律の適用については、当該相続人が有していたものとみなす。

第八條第一項中「相続又は遺贈」を「又は遺贈被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下この章、第二章、第二十六條、第四章、第四十七

とみなされたもの(以下「他のみな
す再評価資産」という。)がある場
合においては、当該みなす再評価
資産についての前項に規定する再
評価差額が、当該再評価差額と当
該他のみなす再評価資産について
の同項目に規定する再評価差額(当
該他のみなす再評価資産が二以上
ある場合においては、再評価差額
の合計額)との総額に對して有す

として計上した金額のうち当該款額に係るものに相当する金額から控除した金額)を加え、同号の次に次の一号を加える。

前項後段の規定は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する資産の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書に前項後段の規定の適用を受け

第一号による改正前の租税特別措置法に改める。

中、「相続」を削る。
第十二條を次のように改める。
第十二条 削除
第十五條中「前條第一項」を「第十
四條第一項」に改める。
第二十六條中、「相続」を削る。
第三十七條に次の二項を加える。

あり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合について準用する。」の場合において、前項中「譲渡又は贈与」とあるのは、「遺贈」と読み替えるものとする。

8 酒類製造者又は酒類販売業者が
この法律施行の際所持する酒税法
第二十七條ノ二第一項に規定する
配給酒類は、この法律施行後は、
改正後の租税特別割算法第二十五

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡又は贈與があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたもの

備法による「当該資産が企業再建整額」の下に「(当該資産が企業再建整備法による)勘定及び新勘定を併合した日以後賠償指定施設の指定の解除を受けたものであるときは、企業再建を受ける旧勘定及び新勘定を併

憲第一項に規定する特殊用途酒類とみなす。

昭和二十七年三月二十七日
參議院議長佐藤尚武殿
農業委員會長林謙治
資產再評価法の一部を改正する法

とみなされる場合においては、当該資産についての前項に規定する再評価差額は、同項に規定する再評価差額から十万円（その譲渡又は贈與があつた年において、当該

第三十二條第六項中「第五條の二第二項」を「第五條の一第二項」に改める。

財案 資産再評価法の一部を改正する 法律

葬儀（以下「みなし再評価賃座」という。）以外に、葬儀日において当該個人がこの法律の施行地において

10 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第号）の一部を次のように改正する。

支那事務局法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

て有れる資産で、これにてそ
の年ににおいて譲渡又は贈與があ
り、第八條第二項又は第九條第一
項の規定により譲渡があつたもの

の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた当該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建整備法第三條第一号ニに掲げる金額

第四十條第四項中「前項第一号」を
「前項第二号又は第三号」に改める。

に規定する七月予定申告書を提出した者（同法第二十一條の二第十項の規定により申告書の提出があつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前條第一項の規定の適用を受けることができる。）ことなり、且つ、その計算した合計所得金額の見積額又は当該見積額を基礎とし、同項の規定を適用して計算した予定納税額が当該申告書に記載された合計所得金額又は予定納税額（同法第二十一條の二第十項の規定による通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額を含む。）に比し減少することとなつたときは、その者は、同法第二十三條第二項の規定にかかるわらず、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二箇月以内に同項の規定による合計所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。

第三十八條第一項の規定による徴収を猶予し、又はその年一月一日から當該災害のあつた日の前日までの間に於いて受けた給與所得につき同項の規定により徴収された税額を還付することができる。

前項の規定により給與所得につき所得税法第三十八條第一項の規定による徴収を猶予され、又は給與所得につき同項の規定により徴収された税額の還付を受けた者は、その給與所得を受けた年分の同法第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなければならない。

この場合において、所得税法第二十六條第二項の規定は、これを適用しない。

第八條中「及び申請」を「申請及び請求」に改める。

第十條中「第一條、第四條」を「第二條から第四條まで」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第二條の改正規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

國庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により添付する。

昭和二十七年三月二十八日
参議院議長林譲治
國庫出納金等端数計算法の一部を
改正する法律案
國庫出納金等端数計算法の一部を
改正する法律案
第六條第一項及び第四項中「又は
地方税」を「若しくは地方税又は地方
税に係る延滞金、延滞加算金、過少
申告加算金、不申告加算金若しくは
重加算金」に改める。
第七條第一項第一号を次のよう
に改める。
一 削除
第七條第一項第五号を次のよう
に改める。
五 刪除
附 则
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律施行前に国及び公團等
(国庫出納金等端数計算法第一條等を
第一項に規定する国及び公團等を
いう。)が納入の告知をしたものに
係る収納又はこの法律施行前に支
拂義務の確定したものに係る支拂
(国債証券に対する利子の支拂を
除く。)については、なお従前の例
による。

次に災害被災者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律案の一部を改正する法律案は、灾害があつた場合に、予定納税額を変更し、又は既納の所得税を還付する等の措置を講じようとするものであります。

右四案の委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと思いますが、質疑を終了し、四案を一括して討論に入りましたところ、小林委員及び菊川委員からそれ／＼希望を附して賛成の意見が述べられ、採決の結果、いずれも全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

本案は、地方税の延滞金及び加算金の端数計算について、国税の場合と同様に、収納の場合は十円未満を切捨てて、還付の場合は一円未満を一円に切上げることとし、外国為替等を基礎とする收入金又は支出金及び国債証券の利子の端数計算は、一円未満四捨五入の方法にそれ／＼改めようとするものであります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

○議長(佐藤尚武君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて四案は全会一致を以て可
決せられました。

目次中第二章中「第一節 内部
部局（第六條—第十四條）」を「第一
節 内部部局（第六條—第十四條
の二）」に改め、第三章中「第一
節 物価厅（第二十條—第三十二
條）」を「第一節 削除」に改め、「
第一款 総則（第二十條、第二十一

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十六日

參議院議長 佐藤尚武殿

參議院議長 佐藤尚武君
林 譲治

(經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案)

第一條 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第二百六十四号)の一
部を次のように改正する。

(經濟安定本部設置法の一部改正)

國土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

四 物価に関する関係各行政機関の事務の総合調整及び推進に關すること。
五 物価及び生計費の調査及び統計に関すること。

六 原価計算の統一に関すること。

左の事務をつかさどる。

一 物価に関する基本的な政策
及び計画を樹立すること。
二 価格等の統制を行うこと。
三 物價安定のための国庫補助
金に関すること。

次の二條を加える。
(物価局の事務)

三人」を加える。

第六條第一項中「五局」を「六局」に、「建設交通局」を「建設交通局、物価局」に改める。

「十二條」、「第二款 内部部局(第一
十二条-第十七条)」「第三款
削除」及び「第四款 附属機關(第
三十二条)」を削る。

米価審議会	国土調査審議会
<p>経済安定本部総務長官及び農林大臣の諮問に応じ、米価その他主要穀物の価格の決定に関する基本事項を調査審議し、並びにこれに關し必要と認められる事項を経済安定本部総務長官及び農林大臣に建議すること。</p>	<p>国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。</p>

經濟安定本部	外資委員会	經濟調査厅
(物価統制令の一部改正)		
第三條 物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)の一部を次のよう に改正する。		
「物価庁長官」を「經濟安定本部 總務長官」に改める。		
(地代家賃統制令の一部改正)		
第四條 地代家賃統制令(昭和二十 一年勅令第四百四十三号)の一部 を次のよう ¹ に改正する。 「物価庁長官」を「經濟安定本部 總務長官」に改める。 附 則 1 この法律は、昭和二十七年四月 一日から施行する。 2 この法律施行の際現に物価庁の		

別表第一中	経済安定本部	外資委員会	物価庁	監査部	監査部

第二十條から第三十二條まで 削除
第三十四條の二中「物価庁」を削る。
第三十四條の三第一項中「物価庁」を削り、同條第二項中「前項第一号」の次に「及び第二号」を加え、「同項第二号に掲げる事務については物価庁長官の、」を削る。

第十九條中「物価調査厅」を「經濟調査厅」、「外資委員会」を「外資委員会」に改める。
第三章中第一節を次のように改める。

昭和二十七年三月三十一日 参議院会議録第二十七号(その一) 経済安定本部設置法等の一項を改正する法律案外二件

職員である者は、別に許令を發せられない場合には、經濟安定本部物価局の職員となるものとする。

【審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載】

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十六日

外務省設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長 林 譲治

外務省設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長佐藤尚武殿

外務省設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長林 譲治

外務省設置法の一部を改正する法律案

衆議院議長林 譲治

二 條約その他の国際約束の実施に關すること。
三 國際行政に關すること。

第三節を次のように改める。
第三節 削除 第二十七條から第十九條まで 刪除

第二十六條を第二十九條とし、第四章中第二十五條の次に次の三條を加える。

(領事館及び領事官)

第二十六條 この法律及び他の法令の中領事官の職務に關する規定において「領事又は領事官」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、領事館、領事館、總領事館分館又は領事館分館をいうものとする。

2 この法律及び他の法令の中領事官の職務に關する規定において「領事又は領事官」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、領事館の長又はその事務を代理する者をいふものとする。

3 大使館又は公使館が設置されている地に領事館が設置されていない場合その他特に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、當該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

(領事官の徵收する手数料)

農林省設置法等の一部を改正する法律案

(手数料の免除及び減額)

第二十八條 領事官は、當該在外公館の所在地の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるとときは、外務大臣の承認を経て、手数料を減額し、又は免除することができる。

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三條及び第十二條の改正規定は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 日本国政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。

3 この法律及び他の法令の中領事官の職務に關する規定において「領事又は領事官」とは、法律又は政令に別段の定がある場合を除く外、總領事館、領事館、總領事館分館又は領事館分館をいうものとする。

4 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

5 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

6 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

7 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

8 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

9 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

10 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

11 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

12 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

13 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

14 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

15 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

16 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

17 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

18 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

19 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

20 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

21 この法律は、昭和二十七年四月一日を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

第四條第二十四号の二の次に次の一號を加える。

二十四の三 動植物の病害害虫等の防除に關し、都道府県及び防除を行ふ者に対し、補助金を交付すること。

二 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百五十一号)第二十三條の規定による發生予察事業の実施

1 一号を加え、同條第二項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

2 二植物防疫法(昭和二十五年法律第五百五十一号)第二十三條の規定による發生予察事業の実施

3 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

4 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

【植物防疫所】に改める。
第二十七條を次のように改めること。

1 「植物防疫所」に改める。

2 「植物防疫所」に改める。

3 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

4 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

5 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

6 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

7 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

8 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

9 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

10 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

11 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

12 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

13 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

14 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

15 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

16 植物防疫法第二十二條第一項の指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用器具の保管

(植物防疫所)
第二十七條 植物防疫所は、左に掲げる事項を行ふ機関とする。
虫の検査及び取締並びに病害害虫の調査研究

支所及び出張所の名稱、位置、

内部組織及び所掌事務について

は、農林省令で定める。

第一十九條を削り、第二十八條

を第二十九條とし、第二十七條の

次に次の一條を加える。

門司植物防疫所

門司市

横浜植物防疫所

横浜市

神戸植物防疫所

神戸市

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、富山县

石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、鳥取県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市

昭和二十七年三月三十一日 参議院会議録第二十七号(その一) 議事日程追加の件

海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

四八〇

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正す

る法律
国會議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のよろに改正す

る。
第十條中「五千円」を「一万円」に改める。

第九條中「五千円」を「一万円」に改める。

第十條中「一万三千五百円」を「一万五千円」に改める。

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔川村松助君登壇、拍手〕

○川村松助君 只今議題となりました。國會議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたしました。

本案は、国會議員が発送する書類と通信の状況に鑑みて、通信費を増額し、又一般公務員の現状等に鑑みて秘書の給料を増額しようとするものであります。その内容につきましては、すでに庶務関係小委員会において慎重に検討を加え、必要な経費は昭和二十七年度予算に計上されるのであります。このたび法律案として衆議院から提出されるに及びまして、改めてこれを審査いたしました結果、多数を以て原案通り可決すべきものと譲り受けました。

以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

第一條 漢輪大臣は、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(航海命令)
第一條 漢輪大臣は、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(航海命令)

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十一条末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において承認することを議決した。

右は本院において承認することを議決した。昭和二十七年三月二十七日
昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 林 譲治

海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行ふ者を得ることが困難である場合においては、船舶事業を當む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十一条末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において承認することを議決した。

右は本院において承認することを議決した。昭和二十七年三月二十七日
昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 林 譲治

海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行ふ者を得ることが困難である場合においては、船舶事業を當む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十一条末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において承認することを議決した。

右は本院において承認することを議決した。昭和二十七年三月二十七日
昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 林 譲治

海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行ふ者を得ることが困難である場合においては、船舶事業を當む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十一条末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において承認することを議決した。

右は本院において承認することを議決した。昭和二十七年三月二十七日
昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 林 譲治

海が必要であり、且つ、契約により当該航海を行ふ者を得ることが困難である場合においては、船舶事業を當む者に対し、航路及び船舶を指定して、当該航海を行うことを命ずることができる。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律案(内閣提出、衆議院添付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十一条末尾に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。本院において承認することを議決した。

右は本院において承認することを議決した。昭和二十七年三月二十七日
昭和二十七年三月二十七日
参議院議長 佐藤尚武殿
参議院議長 林 譲治

官報号外

昭和二十七年二月三十一日

○第十三回 参議院会議録第二十七号(その二)

午後五時七分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続
き、会議を開きます。参事に報告させ
ます。

〔参考明瞭〕

本日委員長から左の報告書を提出し
た。

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案可決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く大蔵省関係諸命
令の措置に関する法律案可決報告
書

在外公館等借入金の返済の実施に關
する法律案可決報告書

農業共済再保險特別会計法の一部を
改正する法律案可決報告書

関税税率法等の一部を改正する法律
案可決報告書

改正する法律案可決報告書

関係諸命令の措置に関する法律案
可決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く運輸省関係
諸命令の措置に関する法律案
可決報告書

第一條 航海の制限等に関する件
(昭和二十年運輸省令第四十号)
一部を次のように改正する。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に
追加して、ボツダム宣言の受諾に伴い
発する命令に関する件に基く運輸省關
係諸命令の措置に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)を議題とすること
に御異議ございませんか?

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先づ委員長の報告を求めます。
運輸委員長山縣勝見君。

〔審査報告書は都合により第三十
二号末尾に掲載〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く運輸省関係
諸命令の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十七年二月二十二日

第一條 削除

第三條中「運輸大臣ハ」の下に
「国際間ノ紛争ニ際シ日本船舶ノ
安全ヲ保持スルタメ其ノ他緊急ノ
必要アリト認ムルトキハ」を加え、
「航路若ヘ区域ヲ指定シ又ハ船舶
ヲ指定シテ」を「航路又ハ区域ヲ指
定シテ日本ト日本以外ノ地域トノ
間又ハ日本以外ノ地域相互間ニ於
ケル」に改める。

第二條を次のように改める。
〔第二條 削除〕

第三條中「運輸大臣ハ」の下に
「船舶ノ安全ヲ保持スルタメ」を加
え、「船舶ノ出入港ノ手続、旗號
ノ掲揚又ハ通信ノ方法等」ヲ「船舶
ノ出入港ノ手續又ハ旗號ノ掲揚」
に改める。

第四條及び第四條ノ二を次のよ
うに改める。

第五 東亜海運株式会社の解散に関
する件(昭和二十一年勅令第五
百六十三号)

第六 自動車の登録等に関する省令
(昭和二十一年内務省令第八号)

第七 けい船子備貿の給與に充てる
べき補助金の交付に関する政令
(昭和二十五年政令第二百八十
一號)

〔罰則に関する経過規定〕

第八 第四條及第四條ノ二 削除
(将来存続すべき命令)

第九 第二條 前條に規定する命令及び國
の船舶と朝鮮郵船株式会社の船舶
との交換に関する政令(昭和二十
五年政令第二十五号)は、日本國

との平和條約の最初の効力発生の
日以後も、法律としての効力を有
するものとする。

(命令の廃止)

第三條 左に掲げる命令は、廃止す
る。

〔山縣勝見君登壇、拍手〕

附則

この法律は、日本國との平和條約
の最初の効力発生の日から施行する。

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

○山縣勝見君 只今議題となりました
の議題に対する法律案につきまして、運
輸委員会における審議の経過並びに結
果を御報告申上げます。

この法案の要旨を申上げますと、
その第一は、昭和二十年運輸省令第四
十号、航海の制限等に関する件を改正
いたしまして、平和條約の効力発生後
も法律としての効力を與えようとする
ことであります。

この改正内容の要点は、現行の広汎
な航海制限又は禁止規定を改めまし
て、国際間の紛争に際し、日本船舶の
保護上、その他緊急の必要ある場合に
限つて、外国との航海又は外国相互間
航行のみを制限禁止し得るよう改め
ますと共に、船舶の譲渡等についての
許可制並びに船舶の救助引揚命令をな
し得る規定を削除していくことであり
ます。第一は、昭和二十五年政令第二
十五号、國の船舶と朝鮮郵船株式会社
の船舶との交換に関する政令をそのま
ま存置して、平和條約の効力発生後も
法律としての効力を與えようとするこ
とでありまして、その理由は、この政

官 報 (号 外)

鉄の意見を聞き、大蔵大臣と運輸大臣とが協議して定める」と規定されておりますが、この協議成立の見通しが判然といたしておりませんので、その効力を存続させようとするものであります。第三は、昭和二十年運輸省令第二十三号、自動車特別使用收用規則ほか六件のボッダム命令は、或いはその目的を達し、或いは事情の変化によりまして存続の意義を失つておりますので、これを廃止しようとするものであります。

なおこの法案により措置されない運輸省関係のボッダム命令につきましても、委員会におきまして十分審議をいたしました結果、当委員会は本案は適当なる措置と認めまして原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案(第十二回国会内閣提出、第十三回国会衆議院送付)、ヤダム宣言の要諾に基く大蔵省関係諸命令に関する件に基く、大蔵省關係諸命令に該する法律案、關稅定率法等の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上五案を一括して議題とすことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼源太郎君。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

第十二回国会において本院で維持審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和二十七年三月二十六日

參議院議長佐藤尚武殿

（小字及び一は委員院修正）

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

(一)の法律の趣旨)
第一條 在外公館等借入金の返済の
実施に關しては、この法律の定め
るところによる。

(借入金の返済)
第三條 大藏大臣は、國に對して借入金の返済を請求する権利を有する者に對して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行ふ。

(借入金の金額)
第四條 借入金の金額は、審査会法第六條に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額（同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円〇同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五百円に満たないときは五

(国債整理基金特別会計への繰入
第五條 大蔵大臣は、毎会計年度、
予算の定めるところにより、当該
会計年度に返済すべき借入金の全
額及びその返済に関する事務に
する経費に相当する金額を一般会
計から国債整理基金特別会計に繰
り入れなければならない。

案を「在外公館等借入金の返済」に改めること。

3 航空会社の一部を次のよう改正する。
開則中「この法律」を「一 この法律」に改め、附則に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2 借入金を提供した者(その者が死亡した場合は、その相続人)で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律(昭和三十七年法律第二号)施行の際 第五條第一項の規定により借入金の確認を認める権利を失つたるものは、同條同項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までに、被令の定めるところにより、証券書類を添えて外務大臣に對し借入金の確認を請求することができる。

3 借入金を提供した者(その者が死亡した場合は、その相続人)で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律施行の日以後昭和二十七年六月三十日までに貸付債務第一項の規定により借入金の確認を請求する権利を失うべきものについては、また前項と同様とする。

4 第五條第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 前二項に規定する借入金の確認の請求に関する第四條第一号の規定の適用についてとは、同号中「第五條」とあるのは「第五條及び附則第二項から第四項まで」とする。

134 在外公館等借入金の返済の整備に関する法律(昭和二十六年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第三條第一項中「第一條の法律案を「借入金の返済」に改める。

官 報 (号外)

別表

在外公館等借入金換算率表

備考

- 一 第四條の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は關東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用して行るものとする。
- 二 借入金提供地域が中國の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他當該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に従い、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

借入地 金域	現地通貨	借入金提供時期	換算率 (本邦通貨一円に対する現地通貨表示による金額)
朝 鮮	朝鮮銀行券		1.50円
	日本銀行券		1.50円
満 洲	滿洲中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以後	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以後	10.00円
關 東 州	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以後	10.00円
	朝鮮銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以後	10.00円
華 北	滿洲中央銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以後	10.00円
	ソ連軍票	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以後	10.00円
華 中・華 南	中國連合準備銀行券		100.00円
	法幣		20.00元
	關金券		1.00元
	中國中央儲備銀行券		2,400.00円
	法幣		12.00元
	關金券		0.60元
泰 国	アメリカ合衆国ドル		0.01ドル
	中國連合準備銀行券		100.00円
	昭和十二年軍用手票		10.00円
	泰國通貨		1.00ペート
	佛領印度支那通貨		1.00ピアストル

なる点を二、三申上げますと、借入金の返済は本邦通貨を以て行うこと、又返済金額は借入金の提供地域別、提供時期別換算率表によつて本邦通貨に換算し、この金額の三割増を返済することとし、その最高限度を五万円とするほか、借入金の返済に要する金額は毎会計年度予算の定めるところにより一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れる必要がある等を規定しようとするものであります。

なお本案は衆議院において修正議決されたものでありますと、その要旨を申上げれば、第一に、返済金の最低限度を五百円とし、第二に、公布の日から施行すること、第三に、本年六月三十日まで借入金の確認を請求し得ることとし、第四に、関東州の換算率について満洲と同様な取扱を行おうとするものであります。

本案は参考人より意見を聽取する等慎重審議をいたしたのであります。が、詳細は速記録によつて御承知願います。質疑を終了し、討論に入りましたところ、大野委員より賛成意見、木村委員より反対意見を述べました。次に、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案について御報告申上げます。

本委員会に当りましては、小委員会並びにボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係の諸命令について改廃等の措置を講じようとするものであります。

次に内容の概要を申上げますれば、

第一に、改正して存続すべき命令關係について見ますと、閉鎖機關等閉鎖機関關係等の四政令につきましては、閉鎖機關の特殊整理の現況に鑑み、閉鎖機関の指定日前に行なつた行為に対する取扱いの制度に関する規定その他不要となつた規定を削除すると共に、平和條約の効力発生に伴つて、強権的な規定その他不要な規定を整理し、閉鎖機

関整理委員会の解散に関する規定を整備しようといふのであります。

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

改正しようとする第一点は、国内關

連產業の保護育成と財政收入を確保す

る見地から、砂糖及びこれに関連する

物品について、輸入税を五分乃至一割

五分それも引上げようとするもので

あります。第二点は、本年三月三十一

日まで輸入税を減免いたしている原

油、重油、新聞用紙、建築染料等につ

いて、更にその減免期間を昭和二十八

年三月三十一日まで延期し、これに伴

う規定を整備しようとするものであります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を

改正する法律案について御報告申上げ

ます。

本案の改正点を申上げますと、先ず

本案は質疑の後、討論採決の結果、

全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤國武君) 關稅定率法等の

一部を改正する法律案に對し討論の通

告がござります。發言を許します。大

野幸一君。

〔大野幸一君登壇、拍手〕
○大野幸一君 私は日本社会党第一控室を代表いたしまして、本法案に對して、原案及び衆議院送付の修正案に對して反対の意思を表するものであります。

本案は、日本国との平和條約の締結を設け慎重に審議したのであります。が、詳細は速記録によつて御承知願います。かくて質疑を終り、討論、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

詳細は速記録によつて御承知願います。本案は質疑の後討論に入りましたところ、大野委員より原案及び衆議院修正案に反対、小林委員、油井委員、木村委員、野澤委員よりそれも衆議院修正案に反対、小林委員、油井委員、木村委員、野澤委員よりそれも衆議院修正案に賛成する意見が述べられました。討論を終り採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、農業共済再保險特別会計法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

本案は、農業災害補償法に基く家畜共済に関する異常災害の発生に伴い農業共済再保險特別会計の家畜勘定における再保險金の支拂財源の不足に充てられるため、昭和二十七年度以降、一般会

計から同特別会計の再保險金支拂基金勘定に繕入れ、これら繕入れ金を以てその不足を補填しようとするほか、若干の規定の整備を図らうとするものであります。

勘定に繕入れ、これら繕入れ金を以てその不足を補填しようとするほか、若干の規定の整備を図らうとするものであります。

本案は質疑の後、討論採決の結果、

全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤國武君) 關稅定率法等の

一部を改正する法律案に對し討論の通

告がござります。發言を許します。大

野幸一君。

〔大野幸一君登壇、拍手〕

○大野幸一君 私は日本社会党第一控

室を代表いたしまして、本法案に對し

して反対の意思を表するものであります。

本法案は、委員長の報告にあります。たように、去年一ヵ年間の臨時措置法として制定された附則であります。そこで一年間という期限を切つておったゆえんのものは、これは講和と関連して日本がいつ独立しても、そのときに自主性を回復して平常の税率に、いわゆる適当な税率に戻す、こういう意味です。法律においてはおの／＼税率が定まつてゐる。それを見て、大体附則において一年間延期していだところ、今度講和が成立いたしまして、わざわざ日本が独立のために、それもやこの特別措置は必要でなくなつたところ、こう考えるのが根本的原因であります。去年問題となりました点は、まだ生産水準が向上しないから止め得ないといふ意見では二五%を支持いたしました。これが決算の結果では、参議院におきました。参議院では一五%で中間をとつて二〇%ということにして、この決算ができて、これが衆議院に送りました。衆議院では、染料につきましては二五%を支持いたしましたとして、これを議決いたしました。この法案ができたところ、衆議院に送りました。衆議院では、官

(号外) 報

をとつてと言つわけではありません。ましてや日本にわけども、我々はもつとそんな点よりは高度の考え方から、本法案に反対をしなければならないということを附加えたいために、特にここに發言を求めて反対の意思を表する次第であります。大体關稅というものは、全世界が全部撤廃することが世界人類のために本当に幸福なことだと思います。併し、ながら悲しいかな、弱小国は大国のために低率關稅を強要されているといふことは歴史上明らかであります。特に戰敗國に至りましては、勝利國から低率關稅を強要しているという事実であります。そこで我々は平和が回復したのあります。そこでは、このままでは、弱小国は大國のためには、日本を經濟的に防衛したい、こう考えたからであります。

又近く國際關稅協定が講和と共に締結されるであります。そういう場合に日本が免稅をしておきましたが、自然とこれは一つの実績となつて有利な國際關稅協定を締結したことになります。それは確かに日本の業者にとって苦痛なことございましょう。併しがら本当に講和と共に我々が独立したいつもならば、経済の方面に飽くまで講和條約が締結されたるに至ります。それは確かに日本の業者にとって苦痛なことございましょう。併しがら本当に講和と共に我々が独立したのを債務者に対しまして誠実に支を果すための法律でございます。いろいろそこには事情がございましょう。けれども私はその点はよく了解いたしますと、この借入金につきましては、当然このを履行しなければいけない。このことを實現しなければなりません。併しがら本当に講和と共に我々が独立したといふのであります。本の問題でございまして、これは必ず生活設計の一つの予定としておつたところの問題でございまして、これが五年たつても六年たつても返してくれない。どうもおかしいとおも返して貰わざるを得ません。ところが五年たつても六年たつても返して貰わざるを得ません。この返済の要望方が全国から澎湃として、朝鮮から滿州、中國その他各地の在外公館の責任者が、この指令によりまして、邦人の、いわゆる現在引揚者と謂われてゐる人々の中からこれを借上げまして、その借上げたそのお金で以て当時の無数の難民救済その他に充てられた、実に大きい使命を果しました。私はこの法案になぜ、一応これは大なる見地、即ち日本の今後の発言力によつて研究し、以てその救済を徒らに關稅政策にのみ頼るといふことに對しましては、國際的見地から、我々においては利害の一益を失っているべきましては、これは即ち、大経営者と小経営者との間にあります。尤も本案については、とても今はできないと言えども私たちは借入金でございます。國家予算の關係上、厖大な借入金全体の返済から、本法案に対し、こんな低率課稅をして、いつまでも占領の迷惑から醒めないような、こんな政府の原案

特別調達府設置法の一部を改正する
法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して特別調達府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ござりませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第二十
三号末尾に掲載〕

特別調達府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十九日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

特別調達府設置法の一部を改正する法律案

特別調達府設置法の一部を改正する法律案

法律第百二十九号) の一部を次のように改定する。

題名を次のように改める。

調達府設置法

本則中「特別調達府」を「調達府」

に、「特別調達府長官」を「調達府長官」に、「特別調達局」を「調達局」に、「特別調達局長」を「調達局長」に改めること。

「特別調達局長」を「調達局長」に改めること。

〔附屬機関〕

第三條 特別調達府は、左の事務を行ふことを主たる任務とする。

一 條約に基いて日本國に駐留する外國軍隊(以下「駐留軍」といふ。)の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機關の所掌に属するものを除く。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條の規定に基く請求の処理。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

第八條中「終戦処理費及び解除物件処理費」を「経費」に改める。

第九條第一号及び第二号中「終戦」の字を「連合国」を「駐留軍」に改め、同様第二号中「連合国」を「駐留軍」に改め、同様第一号に次の二号を加える。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く日から施行する。

行政協定第十八條の規定に基く
請求の処理に関する事項。

四 第十二條の二と、同條に次の

一項を加える。

中央不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

前各項に定めるものを除く外

第六条 前各項に定めるものを除く外

第十條を次のように改める。

第十二條の二を次のように改め

る。

〔附屬機関〕

第十二條の二 調達府に、附屬機関として中央調達不動産審議会を置く。

第十二條の三を削り、第十二條の

第五條を次のように改める。

第十五條 調達局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 路	区 域
札幌調達局	札幌市	北海道	
仙台調達局	仙台市		
横浜調達局	横浜市		
名古屋調達局	名古屋市	神奈川県 山梨県 静岡県	高島県 岩手県 新潟県 宮城県 秋田県 山形県
東京調達局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	東京都 長野県 群馬県 埼玉県 千葉県
大阪調達局	大阪市	福井県 石川県	福井県 石川県
吳調達局	吳市	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県	愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
福岡調達局	福岡市	奈良県 和歌山県 京都府 大阪府 兵庫県	奈良県 和歌山県 京都府 大阪府 兵庫県
		福岡県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	福岡県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
		佐賀県 長崎県 熊本県 大分県	佐賀県 長崎県 熊本県 大分県

附 則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三條、第十條第二号及び第七号並びに第十二條の改正規定は、日本国とアメリカ合衆国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 特別調達府設置法の一部を改正する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

特別調達府は、終戦後上領下にある部を改正する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

我が国が連合国軍のための不動産、動産、役務の調達を行うために設けられた国家機構であります。平和條約の発効も間近かに迫つておりますので、その効力発生後の新事態に対処するため、特別調達府の機構に所要の改正を加えると共に、他方におきまして、機構の簡素化と経費の節減の見地から、特別調達府の機構の一部を縮小することとしたいたのであります。これが本案の提出された改正要旨であります。

更に、具体的に内容について説明を申上げますと、第一に、従来の「特別調達府」という官庁の名前をこれをおぼ「調達府」と改めることとしたいたしました。これに応じて「特別調達府長官」という官名をば「調達府長官」と改めます。それと共に又この官庁の地方支分部局をば、「特別調達局」とありますので、このたび「調達局」と改めまして、これに応じて「特別調達局長」の官名を「調達局長」と改めることにいたのであります。そして他の法令において特別調達府、特別調達府長官、特別調達局又は特別調達局長とありますのは、それぐく只今申しまし

たように名前を読み替えることとなるのです。

たように名前を読み替えることとなるのであります。

第二は、従来特別調達庁の主たる任務でありましたところの連合国軍のための各種の調達を平和條約発効後におきましては、條約に基いて我が国に駐留する外國軍隊、この改正案における国間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八条の規定に基きまして、駐留軍の行為のために生じた損害についての民法上の請求の処理に関する業務を新たに調達庁の所掌事務に追加することとしたのであります。

第三に、終戦処理費と解除物件処理費とは、昭和二十六年度限りで今後はなくなることになりますので、これを経費と改めることとしたのであります。

第四には、従来特別調達庁の附屬機関の一として置かれておりました調査役務審議会と、特別調達庁の地方支分部局の特別調達局のうち、京都府特別調達局を行政機構簡素化の趣旨を以ちまして、これを廃止することいたしましたのであります。従つて今後調達局となるのであります。

第五には、各調達局の管轄区域をの法律によつて規定いたしたのである、

つておるのであります。が、平和條約の発効を前提として改正せられておまする部分の規定は、平和條約の最効力発生の日から施行せられるとのであります。これが大体全体の構であります。そうしてすでにこれは、変更はないのであります。

内閣委員会は、本法律案について重に審議を行いまして、討論を経て採決をいたしました結果、多数を以て可決すべきものと議決いたしました。明瞭にせられた要点を申上げてお

を行なうというそういう風を介せずして直接に業者と
あるが、特別調達室當局によつて行なう。即ちい
る質問が多數の委員諸君から
調達と從来行い来たつたのでありますするが、
て、特別調達室長官は、
つの調達は互いに利害關係
であるが、結局直接調達
業者は需品の代金、価値
て、甚だ不利益な立場
小業者におきまして、
むることは顯著である。
の立場から申しますと、

の要点は、駐留軍の物資調達は直接輸送に付するところが、そつて米國の側においては強制によることができるといふ見解であるが、それによつて日本は經濟は大いに攢乱せられる虞れがあるのであるのであるが故に反対である。なおこの機關の整理に伴うところの人員整理事を慎重に行なつて欲しいという意見はございました。本來に賛成する意見は楠見委員から述べられたのであります。楠見委員は、二十七年度の予算の成立、又は平和條約、安全保障條約及びこれに伴うところの行政協定の成立に対する賛成をするというのであります。但しここに強い要望がある。それが

間の間まらなる結果からかどり行われするところは、しては機会リカタ様に、を得るもそこがあつてして上ういと

の調達せられる物はつ
あつても、それでもそ
なる虞れがあるのであ
だけ間接調達の方法が
政府の善処を強く要望
あります。もう一つの
分担金の使用につきま
とも相當にこれに関與す
ことが必要である。アメ
リカに対して関與すると同
じくも又これに関與する機会
必要である。然るにどう
か云がなかろうとする虞れ
から、政府はこれに對
することを要望する、こ
とを發言があつたのであり

費とは、昭和二十六年度限りで今後はなくなることになつておりますので、これを経費と改めることとしたのであります。

第一に、この法律案によれば、調停は協約に基いて我が國に駐留する軍隊のための各種の調達を行うことなつておなりとして、そのいわゆる協約は日下のところアメリカ軍のふうを想しておるのでありまするが、然るに基いてアメリカ軍以外の国の軍隊が駐留する場合がありまして、の改正規定によつてその軍隊の調達も行い得るということになるのです。

は殆んど一齊に、政府はこの調達の問題については極めて慎重にその利害失を考慮いたして、間接調達の実現最善の努力を拂うようにという意見述べられたのであります。

第三に、京都特別調達局の定員三二名中、百名は三月三十一日附で退をいたし、行政整理の件内に入り、他の職員は京都の監督官事務所又大阪調達局に配置転換されるというとであります。

かくて質疑を終りまして、討論になりましたところが、上條委員から、全保障條約反対の立場から、本案にして反対の意見を述べられました。

君臣間の得失に於ける關係は駐留軍の物資及び役務調達の二つの方式は本案の第三條の実施の上に依るならば、第三條第一号の規定は不要となる。政府はこれに對して、当分は第三條第一号の規定が必要であるとのうであるが、その点こそ強く要望するのであるが、その點こそ強く要望するのである。日本は直接調達の中で、物資の直接調達いうものは、これはその値段を安く貰いて行うのであるから、これは今日日本の經濟の狀況に照らして公正な結果を得られないと認めるのだ、のみらず、日米両國の慣習が異なるのであるからして、これがために國家と國

採決の結果は、只今申上げましたように、多數を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。(拍手) ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

(拍手)

て残るのは、札幌、仙台、東京、
浜、名古屋、大阪、吳、福岡の八局なり

第二には、特別調達厅は、従来連
国のため不動産、物品、役務の調達
その主たる任務として行なつて來
でありまするが、平和條約の発効後
おいて、アメリカ軍隊は、需品の調

とであります。かくて質疑を終りまして、討論になりましたところが、上條委員から、全保障條約反対の立場から、本案にして反対の意見を述べられました。

入安対そ
いて行うのであるから、これは今日日本の経済の状況に照らして公正な結果を得られないと認めるのだ、のみならず、日米両国の慣習が異なるのであるからして、これがために国家と國

（拍手）
○謹長（佐藤間武君） 日程第十九より
第二十一までの請願及び日程第二十三
より第二十七までの陳情を一括して議

費とは、昭和二十六年度限りで今後はなくなることになつておりますので、これを経費と改めることとしたのであります。

第四には、従来特別調達局の附屬機関の一として置かれておりました調達業務審議会と、特別調達局の地方支分部局の特別調達局のうち、京都特別調達局を行政機構簡素化の趣旨を以ちま

第一に、この法律案によれば、調査は協約に基いて我が国に駐留する國軍隊のための各種の調達を行うこととなつておりまして、そのいわゆる駐軍は目下のところアメリカ軍のふく予想しておるのであります。が、やがて條約に基いてアメリカ軍以外の他の軍隊が駐留する場合がありまして、この改正規定によつてその軍隊の調達

あつたのであります。出席の委員諸君は殆んど一齊に、政府はこの調達の問題については極めて慎重にその利害失を考慮いたして、間接調達の実現最善の努力を拂うようにといふ意見述べられたのであります。

第三に、京都特別調査局の定員二名中、百名は三月三十一日附で退をいたし、行政整理の件内に入り、

は駐留軍の物資及びに役務調達のこの方式は、本案の第三條の実施の上に深い關係を持つておる、若し米軍の直接調達がその全部に亘つて行われるとするならば、第三條第一号の規定は不要となる。政府はこれに対しても、当分は第三條第一号の規定が必要であるとのうのであるが、その点こそ強く要望出す必要があると認むるのである。必ず直営商店をつゝくべし、勿そひ直営商店

探決の結果は、只今申上げましたように、多數を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の探決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

たように名前を読み替えることとなす
のであります。

第二は、従来特別調達庁の主たる任
務でありましたところの連合国軍のた
めの各種の調達を平和條約発効後にお
きましては、條約に基いて我が國に駐
留する外國軍隊、この改正案におきま
しては、これを駐留軍と呼んでおりま
す。この駐留軍のための調達を行うよ
うに改正いたしますと共に、日米両
国間の安全保障條約第三條に基く行政
協定第十八条の規定に基きまして、駐
留軍の行為のために生じた損害につい
ての民法上の請求の処理に関する業務
を新たに調達庁の所掌事務に追加する
のであります。

内閣委員会は、本法律案について
重に審議を行いまして、討論を終
結をいたしました結果、多數を占
ります。そこで審議の間におきま
しては、変更はないのであります。

は調達厅の手を介せずして直接に業者との間の契約によつて行う。即ちいふやうな直接調達を行うというそういう困難があるものであるが、特別調達厅當評は、この直接調達と従来行い來たつゝ間接調達との利害得失について如何に考へるかといふ質問が多数の委員諸君から發せられたのでありますするが、これに対しまして、特別調達厅長官は、「一応はこの二つの調達は互いに利害を伴つておるのであるが、結局直接調達の場合には、業者は需品の代金、価値を叩かれまして、甚だ不利益な立場に陥る、殊に中小業者におきまして、この不利をこうむることは顯著である」と成る、我が國の立場から申しますと、

の要点は、駐留軍の物資調達は直接輸送によることができるという見解であるが、そうして米国の側においては強調されることは要望しておるがことく見ゆる、若しそうならば、これによつて日本の経済は大いに攦乱せられる虞れがあるものであるが故に反対である。なおこの機関の整理に伴うところの人員負担の問題を慎重に行なつて欲しいという意見もありました。本來に賛成する意見は楠見委員から述べられたのであります。楠見委員は、二十七年度の予算の成立、又は平和條約、安全保障條約及びこれに伴うところの行政協定の成立に伴う法案であるのであるから、本案に対する賛成をするというのであります。

間の関係が悪影響を受ける虞れがある。そしてその調達せられる物はつまらない物であつても、それでもその結果は重大となる虞れがあるのであるから、できるだけ間接調達の方法が行われるよう、政府の善処を強く要望するというのであります。もう一つの点は、いわゆる分担金の使用につきましては、日本側も相當にこれに関与する機会を得ることが必要である。アメリカ側が日本側に対して関與すると同様に、日本側も又これに関與する機会を得ることが必要である。然るにどうもそういう機会がなかなかあるとする虞れがあるのであるから、政府はこれに対し十分善処することを要望する、こ

第五には、各調達局の管轄区域をこの法律によつて規定いたしたのである。

でありまするが、平和條約の発効後
おいて、アメリカ軍隊は、需品の調

後に全保障條約反対の立場から、本案にして反対の意見を述べられました。

対
そ
らす、日米両国の慣習が異なるのであるからして、これがために国家と国

第二十二までの請願及び日程第二十三より第二十七までの陳情を一括して議

題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 個異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事古池信三君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔古池信三君登壇、拍手〕

○古池信三君 只今議題となりました請願四件及び陳情六件について、通商産業委員会における審議の結果を御報告申上げます。

〔請願第百二十一号は、中小企業協同施設費補助増額についての要望で、中小企業の振興は協同組合の育成強化によるところ多いに鑑み、現在この予算二億円に過ぎないのを大幅に増額して欲しいといふのであります。請願第四百九十三号は、福井、石川地方における織維工業、特に綿、人絹織物業の危機に際し、原料糸価格の安定、協同組合の強化のための立法措置、金融疏通の方途を要望しておるのであります。請願第四百五十二号、第十四十五号及び陳情第四十一号、第二百二十八号、第二百四十七号、第六百六十四号は、いずれも中小企業の金融難打開を中心とするもので、その主眼とするところは、商工組合中央金庫、国民金融公庫の資金来源実であり、その他税制の適正化、

組合の強化、中小企業指導行政の強化を要望しておるのであります。

本委員会におきましては、以上の請願四件及び陳情六件につきまして、政府関係者の意見をも徴して慎重審議の結果、それへの願意をおおむね妥当なるものと認め、これらを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付を要すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上簡単でありますが、御郵古申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

一、日程第五 輸出信用保険法の一部を改正する法律案

一、日程第六 外務公務員法案

一、日程第七 新たに入學する児童に対する教科用図書の給與に関する法律案

一、日程第八 屋外広告物法の一部を改正する法律案

一、日程第九 連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

一、日程第十 租税特別措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第十一 賽馬再評価法の一
部を改正する法律案

一、日程第十二 通行税法の一部を改
正する法律案

一、日程第十三 災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第十四 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案

一、日程第十五 経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

一、日程第十六 外務省設置法の一
部を改正する法律案

一、日程第十七 農林省設置法等の一部を改正する法律案

一、日程第十八 郵便為替法の一部を改正する法律案

一、日程第十九 乃至第二十二の諸請
する法律案

一、日程第二十三 乃至第二十七の陳
情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

藤野 繁雄君

波多野林一君

徳川 宗敬君

伊達源一郎君

竹下 順次君

高橋 道男君

田村 文吉君

新谷寅三郎君

小林 政夫君

楠見 寛君

河井 順八君

加賀 操君

岡部 常君

小野 哲君

井上なつゑ君

赤木 正雄君

青山 正一君

島津 忠彦君

岡田 信次君

大矢半次郎君

廣瀬與兵衛君

松平 勇雄君

加藤 武徳君

植竹 春彦君

佐藤 定吉君

米治君

常猪君

義臣君

繁安君

菜一君

祐一君

眞一君

玉柳 正吉君

上原 仁君

小浦 行輝君

岡崎 保平君

伊藤 與仁君

森 八三君

尾崎 愛祐君

木下 辰雄君

片柳 真吉君

岡本 駿吉君

西郷 常吉君

高瀬莊太郎君

杉山 昌作君

常岡 俊作君

館 哲二君

高橋 道男君

小宮山常吉君

西郷 常吉君

西郷 常吉君

四九四

平井	太郎君	松本	昇君	秋山俊一郎君
鈴木	直人君	鈴木	恭一君	石村 幸作君
安井	謙君	田宇右衛門君	高橋進太郎君	愛知 摂一君
竹中	七郎君	林屋龜次郎君	油井賀太郎君	平沼彌太郎君
菊田	七平君	北村 一男君	中山 謙彦君	有馬 英二君
溝淵	春次君	白波瀬米吉君	駒井 駒井君	小川 久義君
大庭	七郎君	太内 四郎君	岩沢 忠恭君	國 伊能君
大庭	晋三君	木内 キヤウ君	西田 隆男君	藤平君
黒川	武雄君	稻垣平太郎君	泉山 三六君	
境野	清雄君	三橋八次郎君	横尾 龍君	
中田	吉雄君	中田 吉雄君	若木 勝藏君	
吉田	梅津 錦二君	高田なほ子君	谷口 弥三郎君	大隈 信幸君
山崎	恒君	吉田 定吉君	門田 定藏君	
内村	清次君	仁藏君	栗山 良夫君	
石川	清一君	堺木 錦三君	深川榮左門君	
高田なほ子君		木下 源吾君	羽生 三七君	
岩崎	正男君	須藤 五郎君	岡田 宗司君	
千葉	信君	堺木 錦三君	森崎 降君	
堺	繁夫君	木下 源吾君	和田 博雄君	
野瀬	勝君	須藤 五郎君	大野 幸一君	
椿		木下 源吾君	齋	
上條	正一君	木村喜一郎君	松原 一彦君	
岩崎正三郎君		水橋 藤作君	武雄君	
堺	眞琴君			
田中	隆君			
一君				

池田七郎兵衛君	矢鶴三義君	羽仁五郎君
松永義雄君	永井純一郎君	島清君
山下謙信君	佐々木良作君	
小松正雄君	中村正雄君	
小泉秀吉君	赤松常子君	
原虎一君	伊藤修君	
片岡文惠君	波多野鼎君	
國務大臣	松浦清一君	
文部大臣	天野貞祐君	
運輸大臣	村上義一君	
建設大臣	野田卯一君	
國務大臣	山崎猛君	
政府委員		
人事院總裁	浅井清君	
人事院事務總局法制局長	岡部史郎君	
特別調達厅長官官房長	辻村義知君	
特別調達厅管理部長	長岡伊八君	
外務事務官(外務大臣官房審議室勤務)	三宅喜二郎君	
大藏省務次官	西村直己君	
文部省初等中等教育局長	田中義男君	
農林政務次官	野原正勝君	
通商產業政務次官	本間俊一君	
政務次官	齋沢大義君	
通商產業省通商鐵鋼局長	寺本齋君	
郵政省財金局長	小野吉郎君	
郵政省政務次官	上原正吉君	

命令に關する件に基く賠償手閱係
諸命令の措置に關する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十七年三月六日

外務委員長 有馬 英一

參議院議長佐藤尚武殿

多數意見者署名

野田 俊作 大隈 信幸

金子 洋文 徳川 賴貞

中山 福藏 伊達源一郎

國 伊能 岡田 宗司

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案はボツダム宣言の受諾
に伴つて発した朝鮮總督府交通局
共済組合の本邦内にある財産の整
理に関する政令及び特定財産管理
令を講和條約発効後の事態に照ら
して改廃するもので、妥当な措置
と認める。

二、事件の利害得失

朝鮮總督府交通局共済組合の本
邦内にある財産の整理を施行完了
せしめることができる。

三、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

ユネーヴで締結された麻薬に関する協定條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年三月六日
外務委員長 有馬 英一
参議院議長 佐藤尚武殿
多数意見者署名
野田 俊作 大隈 信幸
兼岩 傳一 金子 洋文
徳川 輝貞 中山 福藏
伊達源一郎 國 伊能
岡田 宗司

名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年三月十二日
水産委員長 木下 長雄
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
秋山俊一郎 青山 正一
入交 太蔵 松浦 清一
要領書

て国民経済の発展に寄與する利益がある。

三、費用

昭和二十六年度において一億四千万円計上してある。昭和二十七年度には四千万円を必要とする。

「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達府関係諸命令の廃止に関する法律案の審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載」

審査報告書

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月十三日

大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長 佐藤尙武殿

多数意見者署名

黒田 英雄	岡崎 真一
伊藤 保平	西川甚五郎
菊川 孝夫	小宮山常吉
木村鶴八郎	森 八三一
菊田 七平	小林 政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算について、固定資産の取得に要する経費は支出予算に計上しないこととする等との内容を調整するとともに、所要の規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
公庫の経理を適正ならしめる利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由
本法律案は資本の蓄積を計るため、国民貯蓄組合があつて施する小額の貯蓄の所得税の非課税限度を引上げるとともに、これに伴つて国民貯蓄組合への加入制限等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

[東石、生保内両駅間鉄道敷設促進に関する請願外二十三件の審査報告書は都合により附録に掲載]

二、事件の利害得失

小額貯蓄の増強に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

公庫の予算及び決算に関する法律案の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月十三日

大蔵委員長 平沼彌太郎
参議院議長 佐藤尙武殿

多数意見者署名

黒田 英雄	菊川 孝夫
西川甚五郎	伊藤 保平
岡崎 真一	菊田 七平
森 八三一	木村鶴八郎
小宮山常吉	小林 政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民金融公庫及び

住宅金融公庫の予算について、固

定資産の取得に要する経費は支出

予算に計上しないこととする等そ

の内容を調整するとともに、所要

の規定を整備しようとするもので

あつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
公庫の経理を適正ならしめる利

益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

定価 一部 十 円

(送付料) 発行所

東京都新宿区市谷本町一五
印 刷 厅
電話 東京二段落合一九二一
電傳 東京二段落合一九二一